

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。



英国内務省

国別政策及び情報ノート

ウガンダ：性的指向、性自認及びジェンダー表現

第 5.0 版

2022 年 2 月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

目次

評価.....	4
第1節 序論.....	4
1.1 申請の根拠.....	4
1.2 留意すべきポイント.....	4
第2節 問題の検討.....	4
2.1 信ぴょう性.....	4
2.2 適用除外.....	5
2.3 難民条約上の理由.....	5
2.4 リスク.....	6
2.5 保護.....	12
2.6 国内移住.....	13
2.7 証明.....	13
国別情報.....	14
第3節 人口.....	14
第4節 法律.....	14
4.1 現行法.....	14
4.2 新法導入の試み.....	16
第5節 国家の姿勢.....	19
5.1 政府関係者.....	19
5.2 放送.....	22
第6節 国家の取扱い.....	23
6.1 治安機関.....	23
6.2 逮捕及び訴追.....	23
6.3 警察官及び司法職員の訓練.....	32
第7節 社会の姿勢.....	32
7.1 全般.....	32
7.2 宗教団体.....	37
第8節 社会の取扱い.....	39
8.1 烙印及び差別.....	39
8.2 人権侵害.....	40
8.3 コンバージョン・セラピー（転向療法）.....	43
第9節 サービスの利用.....	44
9.1 文書.....	45
9.2 医療.....	47

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

9.3 その他のサービス.....	51
第 10 節 LGBTI の積極的活動、支援団体及びネットワーク化.....	53
10.1 背景	53
10.2 支援団体の登録.....	54
10.3 プライド行事	55
10.4 ネットワーク化.....	56
10.5 LGBTI コミュニティを支援する NGOs 及び CSOs のリスト.....	57
バージョン管理.....	62

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

評価

更新日：2022 年 1 月 4 日

第 1 節 序論

1.1 申請の根拠

1.1.1 申請者は、実際の又は認識されている性的指向及び/又は性自認若しくはジェンダー表現を理由に、国家及び/又は非国家機関から迫害及び/又は深刻な危害を加えられる恐怖を抱えている。

1.2 留意すべきポイント

1.2.1 本ノートでは、ゲイ（Gay men、男性同性愛者）、レズビアン（Lesbians、女性同性愛者）、バイセクシャル（Bisexuals、両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender、性同一性障害者）及びインターセックス（Intersex、性分化疾患を抱える者）（それぞれの頭文字を並べて、以下「LGBTI」という）の人々並びに LGBTI であると認識されている人々を巡る全般的状況に関して評価を与えている。こうした人々は、各グループが経験する内容は異なるものの、まとめて「LGBTI の人々」と呼ばれている。

1.2.2 LGBTI の人々が行う申請の審理に関する全般的指針について、意思決定者は[庇護申請における性同一性の問題](#)（[Sexual identity issues in the asylum claim](#)）及び[庇護申請における性自認の問題](#)（[Gender identity issues in the asylum claim](#)）に関する各庇護指針（Asylum Instructions）を参照すべきである。

[目次に戻る](#)

第 2 節 問題の検討

2.1 信ぴょう性

2.1.1 信ぴょう性の評価に関する情報については、[信ぴょう性及び難民地位の評価](#)（[Assessing Credibility and Refugee Status](#)）、[庇護申請における性同一性の問題](#)及び[庇護申請における性自認の問題](#)に関する各庇護指針を参照されたい。

2.1.2 また、意思決定者は、庇護申請者が以前に英国査証又はその他の形態の在留許可を申請しているかどうかを確認しなければならない。査証に一致する庇護申請は、庇護面接を実施する前に調査しなければならない（[査証の一致、英国査証申請者による庇護申請に関する庇護指針](#)（[Asylum Instruction on Visa Matches, Asylum Claims from UK Visa Applicants](#)）を参照）。

2.1.3 さらに、意思決定者は、言語分析テストを実施する必要性を検討すべきである（[言](#)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

[語分析に関する庇護指針 \(Asylum Instruction on Language Analysis\)](#) を参照)。

2.1.4 面接に関する指針については、[庇護面接の実施 \(Conducting asylum interviews\)](#)、[庇護申請における性同一性の問題](#) 及び [庇護申請における性自認の問題](#) に関する各庇護指針を参照されたい。

[目次に戻る](#)

2.2 適用除外

2.2.1 意思決定者は、適用除外条項の 1 つ（又は複数）を適用することができるかどうかを検討するに足る深刻な理由があるかどうかを審査しなければならない。各事案は、個々の事実関係と実体的側面に基づいて検討されなければならない。

2.2.2 申請者が難民条約 (Refugee Convention) の対象から除外される場合、(難民条約よりも広範は適用除外事項を有する) 人道的保護の認定対象からも除外されることになる。

2.2.3 適用除外条項及び制限付在留許可に関する詳細指針については、[難民条約第 1F 条及び第 33 条 2 項に基づく適用除外 \(Exclusion under Articles 1F and 33\(2\) of the Refugee Convention\)](#) に関する庇護指針、[人道的保護 \(Humanitarian Protection\)](#) に関する庇護指針及び [制限付在留許可 \(Restricted Leave\)](#) に関する指針を参照されたい。

公式—機微情報：対象セクションの開始

本セクション内の情報は、内務省内のみでの利用に限定されているため、削除されている。

公式—機微情報：対象セクションの終了

[目次に戻る](#)

2.3 難民条約上の理由

2.3.1 実際に特定の社会的集団に属している又はそのように認識されている。

2.3.2 LGBTI の人々は、ウガンダで難民条約の意味の範囲内における特定の社会的集団 (particular social group : PSG) を形成する。なぜなら、LGBTI の人々は変えることのできない生来の特徴若しくは共通の背景を共有し、又はアイデンティティ若しくは良心にとってあまりにも根源的なものであつて捨てることを強制されるべきではない特徴若しくは信念を共有し、かつ、この集団が周囲の社会から異なるものとして認識されているためにウガンダで独自のアイデンティティを有しているからである。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.3.3 LGBTI の人々は PSG を形成しているものの、難民として認定されるためには、そのような構成員であることを立証するだけで十分とは言えない。対処すべき問題は、申請者がそのような集団の構成員であるという理由で迫害を受けるという十分に理由のある恐怖を有しているかどうかである。

2.3.4 難民条約の 5 つの理由に関する詳細な指針については、[信びよう性及び難民地位の評価](#)に関する庇護指針を参照されたい

[目次に戻る](#)

2.4 リスク

a. 国家の取扱い

2.4.1 同性間の性行為及び同性間の結婚は、男性、女性いずれの場合でも違法である。同性間の性行為は刑法（Penal Code Act）に定める「自然に反する犯罪」及び「わいせつな行為」の対象となっており、最も重い刑罰で終身刑以下の刑罰を科される（[現行法](#)を参照）。

2.4.2 特に性自認及び/又はジェンダー表現に基づいて人を犯罪者として扱う法律はない。しかしながら、トランスジェンダーや多様な性別を有する人々は、「なりすまし」（偽装）や公然わいせつの罪及び同意の上での同性間性行為の罪に基づき間接的に犯罪者とされてきた（[現行法](#)を参照）。

2.4.3 2014 年以降、国会議員が同性間の性行為に対して死刑を導入するよう要請するなど、LGBTI の人々に影響を及ぼす法律の強化を試みるというパターンが繰り返されてきた。提案されているこれらの法律改正は、LGBTI のステークホルダー（利害関係者）及び国際コミュニティから反対されており、発効していない（[新法導入の試み](#)を参照）。

2.4.4 ムセベニ（Museveni）大統領を含む政府関係者は、性的少数派を公然と非難しており、LGBTI コミュニティを政治不安につなげる事件や政府を弱体化させる試みと結び付ける声明を出してきた。ごく最近では 2021 年 1 月の選挙期間中、有権者の間にある同性愛嫌悪感を利用するために同性愛嫌悪の修辭的表現が用いられた。2016 年以降、プライド（Pride：性的少数者のパレード）行事は 開催することを禁じられている（[政府関係者及びプライド行事](#)を参照）。

2.4.5 政府によって命じられた放送基準により、放送で LGBTI 問題を取り上げ、その生活スタイルを促進することは禁じられている。また、男性同士の同性愛、女性同士の同性

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

愛、両性愛、性転換及び服装倒錯を放送で美化し、正当化することをけん制している（[放送](#)を参照）。

2.4.6 同性間の性行為を犯罪とする法律が存在し、この法律に基づいて逮捕が行われてきたが、「自然に反する犯罪」で起訴された人々の数は少なく、有罪判決を受けた人々の数は更に少ない。2020 年、45 人が「自然に反する犯罪」で起訴され、5 人が有罪判決を受けた。2017 年から 2020 年までの 4 年間では、194 人が起訴され、25 人が有罪判決を受けた。ウガンダ警察（Ugandan Police）の「自然に反する犯罪」というデータ区分には、男性、女性間の同性愛及び猥褻（これらの行為の間の区別はない）が含まれる。同様に、「自然に反する犯罪」の法的定義には、男性と女性の間の一部の性行為が含まれる。この結果、記録されている「自然に反する犯罪」での起訴及び有罪判決の全てが LGBTI の人々に関係しているというわけではない可能性がある（[現行法](#)及び[逮捕及び訴追](#)を参照）。

2.4.7 「自然に反する犯罪」で起訴された人々の圧倒的多数は男性であり、性別内訳データが利用できるようになった 2017 年から 2020 年までの期間に起訴された人々の 97%を占めている。これに対し女性は 3%であった。同じ 4 年間に、「自然に反する犯罪」で有罪判決を受けた者は全員、男性だと報告されている。懲役刑が最も一般的な刑罰である（刑罰が科された事案 27 件のうち 21 件（78%）を占める）が、言い渡された刑期は不明である（[逮捕及び訴追](#)を参照）。

2.4.8 LGBTI の人々の逮捕は、他の法律に基づいても行われており、特に「自然に反する犯罪」と結び付いているわけではない。事例としては、「公的不法妨害」など刑法の他の条項に基づき行われる逮捕又は COVID-19（新型コロナウイルス）規制に基づき行われる逮捕が挙げられる。LGBTI の人々に提供される法的支援の程度に関するデータにより、2017 年から 2020 年までの 4 年間で法的支援を提供した「自然の秩序に反する交接を伴う」事件数は、9 件から 22 件（それぞれ 2019 年と 2018 年の数字）の範囲内であることが明らかになった。また、同じデータセットは、法的支援を受けた LGBTI の逮捕を伴う一般的な刑事事件の数が 59 件（2019 年）から 192 件（2020 年）の範囲内であることを示している。2020 年は性的・ジェンダー少数派に不釣り合いな形で影響を及ぼした COVID-19 規制の監視活動により事件数が急増した（[逮捕及び訴追](#)を参照）。

2.4.9 また、法的支援を受けた事件に関するデータは、2020 年に行われた LGBTI の人々の逮捕（犯罪の内容を問わない）の 83%は起訴及び/又は訴追まで進まなかったことも示している。これに対応する 2019 年の数値は 59%となっており、2020 年の比率が大きく増加したことを表している。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.4.10 警察の 2020 年犯罪統計は、「自然に反する犯罪」で起訴された人々の結果と他の犯罪で起訴された人々の結果を比較した際、差異があることを示している。「自然に反する犯罪」の有罪判決率は、一般的な刑事事件の有罪判決よりも低い（11%対 29%）。また、「自然に反する犯罪」で起訴された人々の方が他の犯罪で起訴された人々よりも裁判を待つ人々の比率が高い（82%対 64%）。この結果、「自然に反する犯罪」で起訴された人々の方が、その起訴の結果がわかるまで不安な時間を経験する可能性が高い（[逮捕及び訴追](#)を参照）。

2.4.11 文書化されている LGBTI の人々の逮捕事件の多くは、よく知られているゲイバー又は LGBTI 向け避難所など大人数が集まる場を標的とした警察の家宅捜索に関係している。家宅捜索は COVID19 規制を執行するという理由で実施されることが多いと伝えられている。COVID-19 規制の執行は不釣り合いな形で性労働者（LGBTI の性労働者を含む）に影響を及ぼしてきた。これはバーの閉鎖や移動の制限によって、一部の性労働者が生活を維持するために規則を破らざるを得ない状況に追い込まれたからである（[逮捕及び訴追](#)を参照）。

2.4.12 LGBTI の人々は、逮捕され、身柄を拘束されている間、屈辱を与えられ、嫌がらせをされ、性的暴行を受け、レイプするぞと脅され、強制的な肛門検査や不適切なボディチェックにさらされたと伝えられている（[逮捕及び訴追](#)を参照）。

2.4.13 ウガンダ法は、市民を男性又は女性として認識するのみであり、インターセックスの成人は出生記録簿に載っている出生時の性別を変えることができない。しかしながら、2021 年 10 月、トランスジェンダーの女性に正しい性別が記載された初の国民識別カードが発行された（[文書](#)を参照）。

2.4.14 保健省（Ministry of Health）は、性と生殖の健康（sexual and reproductive health : SRH）サービスを最も必要としている人々（例えば、男性と性行為をする男性）が必要なサービスを利用できるよう図るために前向きな措置を講じてきた。インターセックスの人々は外科手術の費用がかかることや医療専門家の専門知識が限られているために治療を受ける上で障壁に直面している。LGBTI の人々に対する医療職員と他の患者の否定的態度が原因で、一部の性的・ジェンダー少数派は医療サービスの利用を避けている（[医療](#)を参照）。

2.4.15 政府にとってデリケートな問題に関与している団体の活動を阻止する試みと広く思われている動きの中で、非政府機関（Non-governmental organisations : NGOs）の登録に関する規則が強化されてきている。新たな規則は数千に及ぶ NGOs（LGBTI の団体を

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

含むが、これに限らない）に影響を及ぼしてきた。その NGO としての地位を失った LGBTI の団体は、異なる種類の機関として活動を続けている（[支援団体の登録](#)を参照）。

[目次に戻る](#)

b. 社会の取扱い

2.4.16 ウガンダは圧倒的にキリスト教徒の多い国であり、同性愛関係は教会の教えに背くとみなされ、同性愛嫌悪の見方が広く行き渡っている。Surveys on public attitudes to LGBTI の人々に対する公衆の姿勢に関する調査では、結果にばらつきが見られた。2016 年と 2019 年における調査の回答者はともに、LGBTI の隣人を持つことについてどのように感じるかという質問をされた。これらの調査は異なる機関によって実施されており、かつ、質問と設けられている回答選択肢が異なるため、結果を直接比較することはできないものの、肯定的又は中立的な答えを出した回答者の割合は両結果とも 7.6%から 40%までの範囲であった。2016 年調査においては、回答者の 53%が LGBTI を犯罪者とすべきであるという考えに同意した（[社会の姿勢](#)及び[宗教団体](#)を参照）。

2.4.17 同性愛関係を犯罪とする現行法を強化しようとする試みが反復される動きの中で、LGBTI コミュニティに注意が向けられてきた。特に選挙期間中に政治家が用いる否定的な修辞表現が同性愛嫌悪感情をあおってきた（[社会の姿勢](#)、[政府関係者](#)及び[人権侵害](#)を参照）。

2.4.18 2017 年から 2020 年までの 4 年間で、警察に犯罪の届出をした性的・ジェンダー少数派に提供される法的支援の件数が増加した。ある国内 NGO は 2017 年に 30 件、2020 年には 159 件、そのような事案に法的支援を提供した。この増加が、LGBTI の人々に対する犯罪件数の増加、LGBTI の人々が届出をした犯罪件数の増加、又は NGOs が提供する法的支援のレベルの増加にそれぞれどの程度起因しているのかを立証することは不可能である（[人権侵害](#)を参照）。

2.4.19 LGBTI の人々の一部は、家族、隣人又は地元コミュニティのメンバーから虐待を受けることが多い。性的・ジェンダー少数派は、排斥、差別、言葉とオンラインによる嫌がらせ、身体的・性的暴力及び脅迫を経験している。また、強制退去や解雇にも直面する可能性がある（[烙印及び差別](#)、[人権侵害](#)及び[社会の姿勢](#)を参照）。

2.4.20 「コンバージョン・セラピー（転向療法）」は、ウガンダで祈りやカウンセリングを通じて利用できるが、相談サービスが政府出資によるものか、個人開業医が提供するものかは不明である（[コンバージョン・セラピー（転向療法）](#)を参照）。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.4.21 特にレズビアンやバイセクシャルの女性が経験した出来事に関する証拠は限られているが、烙印又は経済的な不安に対する恐れから、「カミングアウト」を嫌がることが証拠により明らかになっている。レズビアンやバイセクシャルの女性が経験する内容は人によって異なり、例えば、男らしい姿をしている女性の方が嫌がらせや差別を報告する可能性が高い（[社会の姿勢](#)及び[人権侵害](#)を参照）。

2.4.22 社会が LGBTI の人々を受容する度合いは低いものの、この姿勢は軟化しつつあるという証拠が若干ある。2016/17 年と 2019 年のデータを直接比較できる公衆の姿勢に関する 2 つの調査では、LGBTI の人々を受入れる割合が 3%から 7.6%に若干増加した。2021 年 1 月に行われた選挙で、有権者は反 LGBTI の見解を持つ 2 人の著名な政治家を拒絶し、それまで LGBTI 法の強化に反対していた候補者を選出した。ただし、当該候補者が LGBTI について有していた見解を有権者がどの程度考慮に入れたかは不明である。LGBTI コミュニティが主導する教会が 2020 年に設立され、2021 年 10 月には、35 人の宗教指導者のグループが、LGBTI コミュニティに向けたより包摂的な体制を促進することを誓約した（[政府関係者](#)、[宗教団体](#)及び[社会の姿勢](#)を参照）。

2.4.23 LGBTI の人々に対する農村部一都市部の姿勢の差異に関する証拠は混在している。2019 年に実施された大規模な調査で、LGBTI に対する「寛容度」は都市部（2.9%）より農村部（9.2%）の方が高いことがわかった。これとは対照的に、2019 年と 2020 年に実施された規模の小さな 2 つの調査では、農村部はより保守的な姿勢をとるため、都市部ほど受容力がない傾向があることが示された。異なる標本の規模と種類、異なるデータ収集手法及び異なる調査質問など、証拠のばらつきに寄与した可能性がある複数の要因がある。例えば、小規模調査の 1 つは、特にトランスジェンダーの人々の経験に焦点を絞っていた（[社会の姿勢](#)を参照）。

2.4.24 LGBTI の人々及びその人たちを代表し、支援する団体は社会にますます知られるようになってきており、都市に生活拠点を置く LGBTI の人々や LGBTI 活動家の多くが「カミングアウト」するようになっている。不利な活動条件に拘束され、また、NGO 登録に対して政府が制限を課しているにもかかわらず、性的・ジェンダー少数派に代わって唱道し、性的・ジェンダー少数派を支援する複数の大規模で活発な団体が存在する。これらの団体は、政府関係者、警察官、司法職員及び医療従事者と対話を続け、こうした人々に研修を実施して、一定の成功を収めてきた。また、これらの団体は、懸命に公衆の認識を変えようとしている（[治安機関](#)、[警察官及び司法職員の訓練](#)、[社会の姿勢](#)、[医療](#)及び[LGBTI の積極的活動、支援団体及びネットワーク化](#)を参照）。

[目次に戻る](#)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.4.25 2007年11月30日に審理され、その判決内容が2008年6月11日に公表された国別指針の訴訟事案：[JM（同性愛：リスク） Uganda CG \[2008\] UKIAT 00065](#)において、庇護・移民審判所（Asylum and Immigration Tribunal：AIT）は、以下のとおり判示した。

「(1) ウガンダでは、同性愛行動を犯罪とする法律があるものの、そのような法律が実際に執行されていることを示す客観的な証拠はほとんどないに等しい。

「(2) 大統領と政府関係者が同性愛の生活スタイルに関して言葉による攻撃を行い、最も強い表現で同性愛への非難を表明してきたものの、そのような発言が実際に行動に移された若しくはウガンダの同性愛者に対する身体的な敵対行為を誘発した又は当然誘発するということを立証するには程遠い証拠しか存在しない。

「(3) 多数の記事、特にゲイとレズビアンの人々が会合する地域を特定し、また、実に名称を出して複数の場所を特定したレッドペッパー紙（Red Pepper）の記事が掲載されているものの、そのような記事が当局又は非国家機関その他による、例えば家宅搜索、逮捕又は威嚇という形態での敵対的行動をもたらしたということを立証するには程遠い証拠しか存在しない。

「(4) 伝統的及び文化的観点から同性愛を否定する見方が広く行き渡っている事実を指摘することは的を射ているものの、そのような見方があからさまな行動又は被害妄想的な行動となって現れることを示す証拠は何もない。実に、相当な数の人々が同性愛に対してより寛大なアプローチを取る方を好んでいることを示す証拠が当法廷に提示されている。

「(5) ゲイ及びレズビアンのコミュニティを支援する多数の団体が存在しており、この数か月間にわたってそのような団体の見方が公表されている。そのような団体又はより公然とした形でカミングアウトした個人に対して抑圧的な措置が講じられたことを示す証拠は何もない。

「したがって、一般的に言えば、提示された証拠は、ウガンダの同性愛者が迫害されていることを立証していない。」（第170段及び第171段）

2.4.26 2008年に[JM](#)の判決内容が公表されて以来、ウガンダの国情に重大かつ永続的な変化が起きている。この変化は、現行の判例法から逸脱している状況を示す説得力のある証拠に裏付けられた極めて強固な根拠を提供している。変化の内容については、特に以下が挙げられる。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

- 2014 年以来、LGBTI コミュニティを犯罪者とする現行法の強化を試みるというパターンが繰り返されてきた。「自然に反する犯罪」で有罪判決を受ける割合は低いが、この犯罪で人々が逮捕され、収監されていることが証拠により明らかになっている（ただし、有罪判決を受けた LGBTI の人々の正確な数は不明である）。また、LGBTI の人々は他の法律に基づいても逮捕され、勾留されているが、起訴はされない場合が多い。
- 選挙期間中やより厳しい法律の実施を試みた際の大統領と政府関係者の同性愛嫌悪にかかる修辭的表現が、ゲイ嫌悪感情及び暴力をあおってきた。
- 特に LGBTI の人々を標的にした逮捕を文書化した証拠の大半は、LGBTI の人々が集まる場所に対する警察の家宅捜索に関係している。
- LGBTI の問題に関する社会の姿勢が軟化していることを示す一定の証拠はあるものの、ウガンダ人の大半は LGBTI の人々を非難しており、差別や嫌がらせ、排斥が広く行き渡っている。
- LGBTI の組織は LGBTI の人々に代わって唱道しようとする際に様々な障害に突き当たったが、それでもサポートと援助を提供し続ける大規模かつ活発な LGBTI 団体のコミュニティがある。

2.4.27 自らの性的指向及び/又は性自認又はジェンダー表現を公にしている人々は、国家から逮捕、嫌がらせ及び差別の対象にされる場合があり、かつ、社会的な虐待（差別、嫌がらせ及び暴力が含まれる可能性がある）を経験する可能性も高い。国家及び非国家機関によるそのような取扱いは、累積すればその性格と反復性により、迫害又は深刻な危害に相当するほど十分に深刻なものとなる可能性が高い。

2.4.28 しかしながら、各事案は個々の事実関係に基づいて検討されなければならない。申請者が置かれた特定の状況を踏まえた上で、なぜその性的指向又は性自認若しくはジェンダー表現を理由に迫害を受ける若しくは深刻な危害を加えられる現実的なリスクにさらされるのかを証明する責任は申請者にある。

[目次に戻る](#)

2.5 保護

2.5.1 申請者が国家から迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する場合、申請者は一般に当局の保護を受けることができない。

2.5.2 同性間の性行為はウガンダで犯罪とされているので、LGBTI であるとみなされ、非国家機関からの迫害又は深刻な危害を恐れる申請者に当局の保護を求めるのを見込むのは理不尽であろう。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.5.3 国家の保護を評価する際の詳細な指針については、[信ぴょう性及び難民地位の評価に関する庇護指針](#)を参照されたい。

[目次に戻る](#)

2.6 国内移住

2.6.1 申請者が国家から迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する場合、そのリスクを逃れるために国内移住できる可能性は低い。

2.6.2 申請者が非国家機関から迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する場合、その脅威が特定の地域に限定されたものであり、国内移住によって排除し得るかどうか確かめるため、意思決定者は各事案を個々の事実関係に基づいて審査すべきである。

2.6.3 迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖又は深刻な危害を加えられる現実的なリスクの存在を立証する責任は申請者にあるものの、意思決定者は申請者の個々の状況を踏まえた上で国内移住が合理的である（又は不当に過酷ではない）ことを証明しなければならない。

2.6.4 国内移住は、提案されている新たな地で申請者が迫害を恐れてその性的指向及び/又は性自認を秘密にするという点に依存するのであれば、選択肢とはならない。

2.6.5 国内移住及び考慮に入れるべき要因の検討に関する詳細な指針については、[信ぴょう性及び難民地位の評価](#)、[庇護申請における性的指向](#)及び[庇護申請における性自認の問題](#)に関する各庇護指針を参照されたい。

[目次に戻る](#)

2.7 証明

2.7.1 申請が却下される場合、その申請が 2002 年国籍、移民及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act）第 94 条に基づき「明らかに根拠のないもの」として証明される可能性は低い。

2.7.2 証明に関する詳細な指針については、「[2002 年国籍、移民及び庇護法第 94 条に基づき、保護及び人権申請を（明らかに根拠のないものと）証明する行為](#)」を参照されたい。

[目次に戻る](#)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

国別情報

第3節更新日：2022年1月4日

第3節 人口

3.1.1 世界銀行は、ウガンダの総人口を 4,500 万人（2020 年現在）と推計している¹。
LGBTI 人口の規模に関して意見を聞かれた情報源は情報を有していない（[参考文献](#)を参照）。

[目次に戻る](#)

第4節更新日：2022年1月4日

第4節 法律

4.1 現行法

4.1.1 2020 年 12 月にウガンダ政府が国連女子差別撤廃委員会（Committee on the Elimination of Discrimination against Women : CEDAW）に提出した報告書には、「...ウガンダにおいて同性間の恋愛関係及び結婚は、1995 年憲法第 31 条第(2)項及び刑法など他の法律に基づき、依然として違法である。」と記述されている²。

4.1.2 ウガンダ憲法が 2005 年に改正された際、「同性同士の結婚は禁じられている」という文言が挿入された³。

4.1.3 1950 年刑法第 145 条は、「自然に反する犯罪」を対象としており、「(a) いずれかの者と自然の秩序に反して交接し、(b) 動物と交接し、又は(c) いずれかの男性が自身と自然の秩序に反して交接することを認める者は全て、罪を犯したことになり、終身刑を科される可能性がある。」と定めている⁴。

4.1.4 1950 年刑法第 148 条は、「わいせつな行為」を対象としており、「公の場で行うか内密に行うかを問わず、他者と淫らな行為を犯し若しくは自身と淫らな行為をする相手を確保し、又は公の場で行うか内密に行うかを問わず、自身若しくは他者とそのような行為をする相手を確保しようとする者は全て、懲役 7 年の刑を科される可能性がある。」と定め

¹ World Bank, '[Population total – Uganda](#)', 日付なし

² CEDAW, '[Combined eighth & ninth periodic reports...CEDAW/C/UGA/8-9](#)' (第 162 段)、2020 年 12 月 11 日

³ Government of Uganda, '[Constitution \(Amendment\) Act 2005](#)' (第 31 条)、2005 年 9 月 26 日

⁴ Government of Uganda, '[The Penal Code Act](#)' (第 145 段)、1950 年

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ている⁵。

4.1.5 ハーバード人権ジャーナル (Harvard Human Rights Journal) 2021 年 5 月号の記事は、国際人権 NGO のヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch : HRW) による原記事を引用し、『交接』[刑法第 145 条]は挿入を含むと理解されているものの、「淫らな行為」条項[第 148 条]は定義されていないため、広く解釈されるという結果を招いており、当局は疑わしいとみなされる全ての行為から淫らな行為を推測できるようになっている。」と記述している⁶。

4.1.6 アフリカの LGBTI 問題に焦点を当てているオンラインニュースサイトのクチュ・タイムズ (Kuchu Times) は、「2000 年 (ジェンダー言及) 改正刑法 (Penal Code Amendment (Gender References) Act) が施行される前は、男性同士の同性愛行為のみが犯罪とされていた。しかし、同法により、「いずれかの男性」への言及が「いずれかの者」への言及に変更されたため、女性同士間の淫らな行為も犯罪とされるようになった。」と伝えている⁷。

4.1.7 2020 年 9 月、国際レズビアン・ゲイ協会 (International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association : ILGA) は、以下のように報告した。

「ウガンダにはトランスジェンダーや多様な性を有する人々を正当に犯罪者として扱う法律がない。しかしながら、現実には、トランスジェンダーや多様な性を有する人々は間接的に犯罪者として扱われてきた (事実上の犯罪者)。トランスジェンダーや多様な性を有する人々を嫌がらせ、逮捕及び勾留の対象とするために、同性間の合意に基づく性行為及び性行動の犯罪化、性労働、なりすまし (偽装)、公然わいせつ及び公共の秩序にかかる各条項が用いられてきた。また、トランスジェンダーや多様な性を有する人々は理由なく逮捕されるとも報じられてきた。」⁸

4.1.8 2019 年 12 月、ウガンダの NGO で社会の隅に追いやられた人々 (性的・ジェンダー少数派を含む) の権利を促進する「人権の意識向上・促進フォーラム (Human Rights Awareness and Promotion Forum : HRAPF)」は、トランスジェンダーの人々に関して、「刑法第 381 条は、他者をだます目的で自らを偽装することを意味する「なりすまし」を犯罪としている。」と報告した⁹。

⁵ Government of Uganda, [‘The Penal Code Act’](#) (第 148 段)、1950 年

⁶ Nyoni, J, Harvard Human Rights Journal, [‘COVID-19 emergency powers...’](#), 2021 年 5 月 3 日

⁷ Kuchu Times, [‘Uganda’](#), 日付なし

⁸ ILGA, [‘Trans legal mapping report 2019: Recognition before the law’](#) (62 頁)、2020 年 9 月

⁹ HRAPF, [‘The impact of the legal and policy framework on access...’](#) (17 頁)、2019 年 12 月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

[目次に戻る](#)

4.2 新法導入の試み

4.2.1 2014 年 8 月、BBC は以下のように報じた。

「ウガンダの憲法裁判所（Constitutional Court）は、2 月に法制化された強硬なゲイ禁止法[同性愛禁止法（Anti-Homosexuality Act）]を無効にした。

「12 月に国会議員が必要定足数を満たさずに可決した法案は、したがって違法である、と同裁判所は判示した。

「同性愛行為は既に違法となっているが、この新法は『加重同性愛』に終身刑を科すことを認め、『同性愛の促進』を禁じた。

「同法が採択されて以来、複数のドナー（援助機関）がウガンダに対する援助を削減している。」¹⁰

4.2.2 2019 年 10 月、オンラインニュースサイトの DW は以下のように報じた。

「ウガンダにおけるゲイ（男性の同性愛者）の性行為に対する過酷な刑罰を意味する法案が金曜日、国民議会に上程された。この 5 年前には類似の法案が上程されたが立法化されるのに十分な支持を得られなかった。

「同法案は、ゲイの性行為に対して死刑を導入することから、『ゲイを殺せ』法案と呼ばれている。

「サイモン・ロコド（Simon Lokodo）倫理・誠実性担当大臣（state minister for ethics and integrity）は、現在の刑法が『同性愛者の性行為しか犯罪としていない』状況は十分と言えないと語り、同法は同性愛の『促進及び募集にも関与する』者を全て罰する必要があると言葉を継いだ。

「『同性愛はウガンダ人にとって自然なものではない』と同大臣は声明で語った。『しかし、特に若者の間で、ゲイの人々が学校で大々的な募集活動をしており、人々は本来そのように生まれてきたという嘘を広めている。』

¹⁰ BBC, [‘Uganda court annuls anti-homosexuality law’](#), 2014 年 8 月 1 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

『『重大な罪を犯す者には、死刑が科される』と同大臣は語った。』¹¹

4.2.3 2019 年 10 月下旬、ロイター通信（Reuters）は法案を再上程する試みが失敗に帰したことに關して、以下のように報じた。

「話し言葉では『ゲイを殺せ』として知られる法案を再上程しようとするウガンダの計画を監視していると主要な援助機関が語った後、ウガンダはゲイの性行為に死刑を科さない、と大統領広報官が月曜日に発表した。

「ウガンダのサイモン・ロコド倫理・誠実性担当大臣は先週木曜日、この東アフリカの国（ウガンダ）で同性愛が拡大するのを抑制するため、数週間以内に同性愛禁止法案を議会に再上程することを計画していると語った。

「ロコドの発言は世界中で広く報道された。欧州連合、世界銀行、米国及びグローバル基金（Global Fund）など国際援助国・機関は、状況を注意深く監視し、LGBT+の人々の権利を擁護すると発言した...

『『政府がそのような法律を上程する計画は全くない』とムセベニ大統領のドン・ワニヤマ（Don Wanyama）上席報道官は、トムソン・ロイター基金（Thomson Reuters Foundation）に語った。

『『ウガンダには自然に反する性行動の問題を取り扱う刑法が既にあるので、法律が新たに制定されることはない。』』¹²

4.2.4 2021 年 5 月、米国に拠点を置く国際的な LGBTI 権利擁護 NGO のアウトライト（OutRight）は、以下のように報告した。

「月曜日（2021 年 5 月 3 日）、ウガンダ議会は 2019 年性犯罪法案（Sexual Offences Bill）を可決した。同法案は性暴力を防止し、性犯罪者に対する刑罰を強化し、被害者に追加の保護を提供することを目的にしているとされている。しかしながら、同法案はウガンダの刑法に定められている同性間の恋愛関係を禁じる条項を強化し、反復もしている。

「同性間の恋愛関係はウガンダで英国植民地時代から、『自然に反する犯罪』に関する刑法第 145 条及び『淫らな行為』に関する第 148 条に基づき犯罪とされており、違反すれば

¹¹ DW, [‘Uganda introduces “Kill the Gays” bill’](#), 2019 年 10 月 11 日

¹² Reuters, [‘Uganda denies plans to impose death penalty for gay sex...’](#), 2019 年 10 月 14 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

最大で終身刑を科されることが見込まれていた。性犯罪法案第 11 条は、この現行の犯罪規定を改めて確認している。

「アウトライト・アクション・インターナショナル (OutRight Action International) のジェシカ・スターン (Jessica Stern) 常任理事 (Executive Director) は、以下のようにコメントしている。

『同性間の恋愛関係は、ウガンダの刑法で既に犯罪とされている。この法案に同性間の恋愛関係を盛り込むことは、LGBTQ の人々を性犯罪者に仕立て上げることであり、ただ 1 つの目的のみ、すなわち、既にまん延している LGBTQ に対する嫌悪、差別及び暴力をああおるという目的にかなうだけである。これは嘆かわしい話だ。同性間の恋愛関係を犯罪とする植民地時代の遺産は終焉させなければならない。』...

「この性犯罪法案は、ウガンダで同性間の恋愛関係を犯罪とする規定を強化するために行った最初の取組ではない。同性間の恋愛関係に死刑を科すことを見込むいわゆる『同性愛禁止法』が 2013 年に議会で可決され、2014 年初めにムセベニ大統領が署名して法制化された。同年、この法律は手続上の不備を理由としてウガンダ憲法裁判所により無効とされた。」¹³

4.2.5 ヒューマン・ライツ・ウォッチの 2021 年 5 月付記事によると、

「同[性犯罪]法案には、刑事訴訟手続中における性的暴行被害者の権利擁護や権力のある地位に就いている人々によるセクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）の犯罪化など性的暴力の対処に向けた幾つかの前向きな条項が含まれている、とヒューマン・ライツ・ウォッチは語った。

「しかし、同法案は肛門性交（行為者の性別を問わない）に加え『同性同士間の性行為』にも 10 年以下の懲役刑を科しており、これはプライバシーと無差別[原文のまま]の権利に対する重大な違反である。また、同法案は、ウガンダ人がウガンダ国外でこのような性行為をした場合、ウガンダ国内で訴追される可能性がある」とさえ定めている...」

「また、同法案の条項によると、これらの罪を犯した者は全て、性犯罪者登録簿に掲載される結果、ウガンダにおいて LGBT の人々又は性労働者 (sex workers) の『登録簿』を作成する道が事実上開かれる。こうした事態は差別的であるのみならず、深刻な人権侵害を発生させるのに十分な温床を形成することにもなる。

¹³ OutRight, [‘Parliament of Uganda passes “Sexual Offences Bill”...’](#), 2021 年 5 月 5 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「同法案は、同法案に基づき犯罪の届出を行わない家族に 3 年以下の懲役刑を科すため、ウガンダ人は LGBT である親族を通報することを事実上義務付けられる。」¹⁴

4.2.6 英国に拠点を置き、LGBTQ の問題に焦点を当てるオンラインニュースサイトのピンクニュース (PinkNews) は、2021 年 8 月の更新記事で、以下のように報じた。

「火曜日 (8 月 17 日)、ムセベニ大統領は今年初めに議会が可決した性犯罪法案に同意を与えるのを拒否した...

「同法案が提案する条項の中には、『自然の秩序』に反する行為をする同性カップル又は肛門性交 (行為者の性別を問わない) に 10 年以下の懲役刑を科すものもある。同法案の多くは既に法律となっている...

「この理由から、ムセベニ大統領はジェイコブ・ウランヤ (Jacob Oulanyah) 国会議長宛書簡の中で、そのような重複に対処するため、法律・議会問題委員会 (Legal and Parliamentary Affairs Committee) に同法案を戻して検証させるよう命じた...

「このように命じたことで、ムセベニ大統領は同法案の先行きを不確実なものにした。ムセベニ大統領は同委員会に対し、単に『個別条項の逐次改正』に取り組むのではなく、『全ての刑法を検証し、関連法の包括的な改正を提案する』よう要請した...

「LGBT+権利擁護団体の多くは、すぐに既視感を覚えた。LGBT+の人々に対する同法案の位置付けが奇妙な性行為に死刑を科す条項を導入しようとした「ゲイを殺せ」法案の場合と類似していたからである。「ゲイを殺せ」法案は 2014 年に技術的な問題で可決されなかった。その後、その復活の噂が広まったが、2019 年にはその噂も静まった。」¹⁵

[目次に戻る](#)

第 5 節更新日：2022 年 1 月 4 日

第 5 節 国家の姿勢

5.1 政府関係者

5.1.1 2020 年 11 月、ウガンダのオンラインニュースサイト「ナイルポスト (NilePost)」は、以下のように報じた。

¹⁴ HRW, '[Uganda: reject Sexual Offenses Bill](#)', 2021 年 5 月 6 日

¹⁵ PinkNews, '[Ugandan president Yoweri Museveni rejects horrifying bill...](#)', 2021 年 8 月 18 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「ムセベニ大統領は、散発的な暴動を通じてウガンダに社会不安を引き起こす目的で反対派集団に資金を供与していると主張し、外国団体と同性愛者を厳しく非難した...

「同大統領は、国家統一プラットフォーム（National Unity Platform：NUP）の旗手で大統領選候補者のロバート・キャグラニー（Robert Kyagulanyi Ssentamu）（ボビ・ワイン（Bobi Wine）という別名でも知られる）の逮捕が引き金となって勃発したカンパラ（Kampala）での暴動に関する問題に対処していた。

「暴動はカンパラとその周辺地域で発生し、少なくとも 37 人が死亡、60 人以上が負傷するという事態をもたらした。

『『これらの暴徒集団の一部は、ウガンダの安定と独立を嫌う外国人、同性愛者その他の人々によって利用されているにすぎない。しかし、彼らは求めているものを見いだすだろう。』とムセベニ大統領は語った。』¹⁶

5.1.2 2021 年 1 月の選挙運動期間中に、ロイター通信は以下のように報じた。

「ウガンダの大統領その他の政治家が同性愛を嫌悪するコメントを口にしているため、LGBT+ のウガンダ人の中には恐怖のあまり 1 月 14 日に予定されている選挙で投票できない人々もいる、とゲイの権利擁護活動家が火曜日に語った。

「LGBT+の人々は、ゲイの性行為に終身刑が科されるウガンダで広く行き渡っている迫害に直面しており、ゲイ活動家は票を得るために同性愛嫌悪感情を利用している政治家が LGBT+コミュニティに新たな攻撃を仕掛けるのではないかと恐れている...

『『政治家は支持を取り付け、票を得るために LGBT コミュニティをスケープゴートとして利用しており、同性愛嫌悪を焚きつけている』と彼[ウガンダの LGBT コミュニティを支援する NGO「ウガンダの性的少数派（Sexual Minorities Uganda：SMUG）」代表のフランク・ムギシャ（Frank Mugisha）]はトムソン・ロイター基金に語った。』¹⁷

5.1.3 1 週間後、ロイター通信は以下のように報じた。

「ムセベニ大統領は、11 月の決起集会の場で反対派は外国の LGBT+団体から支援を得ている旨の発言をしているが、金曜日に行われた英国のチャネル・フォー・ニュース

¹⁶ NilePost, [‘Museveni attacks homosexuals, foreign groups...’](#), 2020 年 11 月 20 日

¹⁷ Reuters, [‘Anti-gay rhetoric ramps up fear among LGBT+ Ugandans ahead of polls’](#), 2021 年 1 月 6 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

(Channel 4 News) とのインタビューで、その発言を繰り返した。

『欧州では、貴方たちが同性愛を促進している。貴方たちが同性愛を促進しているのだ。貴方たちは同性愛が代替的な生活様式だと考えている』とムセベニ大統領はチャネル・フォー・ニュースに語った。

『一方、このウガンダでは、同性愛は逸脱でしかないと我々は考えている。』

「国内の政治家はウガンダの同性愛を根絶すると宣言することによって嫌悪感を掻き立て、票を得るためにゲイ反対の発言を利用してきた、と LGBT+ のウガンダ人は語っている...

「政治家の同性愛嫌悪発言を受けて LGBT+ のウガンダ人に対する嫌がらせが急増することは珍しいことではない。

「LGBT+ の人々に対する攻撃は、ある大臣がゲイの性行為に死刑を科す法律の再上程を提案した後の 2019 年に増加した。その後、政府はこの計画を否定した。」¹⁸

5.1.4 2021 年 6 月にアルジャジーラ (Aljazeera) に掲載された意見記事で、与党の国民抵抗運動 (National Resistance Movement : NRM) 党に所属するウガンダの国会議員 Fox Odoi-Oywelowo は、以下のようにコメントした。

「...2014 年[ウガンダが『ゲイを殺せ』法案を可決した年]の時点では、ウガンダ国民の僅か 17 パーセントしかインターネットにアクセスすることができなかった。今日、国内のほぼ全ての成人は、インターネットを利用する能力がある。この結果、我々ウガンダ国民は急速に新たな思考様式に心を開き、世界を見るようになっている。

「このような新たに発見された知識、情報及び様々な視点に対するアクセスは、変化をもたらす膨大な影響を有権者に及ぼしている。若い世代が多い我が国の人口を踏まえると、強いゲイ嫌悪感情を持たず、LGBTQI の権利を支持さえする若い、知識のあるウガンダ人の多くが選挙周期ごとに有権者名簿に加わっている。

「我々は、既にこの漸進的変化の結果を見ている。我々が『ゲイを殺せ法案』に対して法的に勝利してから 2 年後、ウガンダの有権者は 2016 年総選挙で私を議会から追い出すという形で私の努力に報いた。今年、有権者は私に地滑りの勝利をもたらし、私を国会に戻してくれた。今年の選挙で有権者から否定された政治家の中に、反ゲイ平議員法案を提出

¹⁸ Reuters, [‘UN urges respect for LGBT+ Ugandans ahead of polls’](#), 2021 年 1 月 13 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

し、この問題を議会に再び持ち込んだ国会議員がいた。もう 1 人は我が国の反対派リーダーであるボビ・ワインであった。彼の政治家としてのキャリアは、同性愛者の身体を焼くことをテーマにしたポピュラー曲を歌った 2014 年に始まった。彼は、この 1 月の選挙で、ほぼ 250 万票という大差をつけられて敗北した。

「ウガンダは将来、同性愛を犯罪とする別の法律を可決するのだろうか。可決するのであれば、我々は再び異議を唱え、それを覆す。

「しかし、そのような法案が可決されるとは思えない。時代は変化している。有権者も変わりつつある。したがって、国会議員も変わりつつある。

「先月の反ゲイ法案に賛成票を投じた国会議員は交代させられている。同法案を提案した立法者はもはや国会にいない。また、現在の政府も同性愛の犯罪化に政権の命運を賭す意図が毛頭ないことは明白である。

「いや、ウガンダは（再び）ゲイを違法なものにするということはない。しかし、ゲイであることはウガンダの社会でいまだに受け入れられておらず、実際、アフリカのどの地でも受け入れられていない。したがって、ゲイであることが受け入れられるようになるまで、権利を求める LGBTQI の闘いは真の意味で終わったことにはならない。」¹⁹

[目次に戻る](#)

5.2 放送

5.2.1 ウガンダ通信委員会（Uganda Communications Commission : UCC）は、政府の委託を受けたメディア規制機関である。UCC の 2019 年の刊行物は「ウガンダ共和国における放送に関して遵守すべき一般基準を概説しており」²⁰、以下の記述がある。

●「男性同士の同性愛、女性同士の同性愛、両性愛、性転換症、服装倒錯、小児性愛、近親相姦と言った生活様式に関する情報、テーマ又はサブテーマは、細心の注意を払って取り扱うべきである。この取扱いはそのような生活スタイルを決して促進し、正当化し又は美化すべきではない。上記テーマに関するあからさまな対話又は情報を放送すべきではない。」²¹

●「性教育に関する番組は、対象となる視聴者に気を配るべきである。その番組は扇情的な又は搾取的な方法で放送されるべきでなく、性に対する寛容性、不特定多数との性行為若しくは自然に反した性行為を奨励又は促進すべきでもない。」²²

¹⁹ Aljazeera, [‘No, Uganda is not making it illegal to be gay \(again\)’](#), 2021 年 6 月 6 日

²⁰ UCC [‘Standards for general broadcast programming in Uganda’](#)（第 1 段）、2019 年

²¹ UCC [‘Standards for general broadcast programming in Uganda’](#)（第 6.5 段）、2019 年

²² UCC [‘Standards for general broadcast programming in Uganda’](#)（第 8.6 段）、2019 年

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

●「薬物に関係する音楽、代替的な生活スタイル（例：同性愛）又はオカルト（超自然的な力）若しくは悪魔の崇拝は放送すべきでない。」²³

[目次に戻る](#)

第6節更新日：2022年1月4日

第6節 国家の取扱い

6.1 治安機関

6.1.1 2020年1月、オンラインニュースサイト「オープンデモクラシー（openDemocracy）」向けのオンライン記事で、HRAPFのパトリシア・キメラ（Patricia Kimera）理事（Director）は、以下のように書いている。

「政府各省、警察及び政策立案者に対する我々の唱道運動とアウトリーチ（働きかけ）活動に反応して、一部の機関はこれまでよりも包摂的になってきた。特に保健省の諸プログラムは柔軟に対応して LGBTI の人々を対象に含めてきた。このような措置は以前には見られなかった。

「警察官が我々に電話してきて、『今、貴団体に属する人々が本署にいますので、ここに来てこの人たちに法的代理人を付けてくれ』と言う際、警察は少なくともこのコミュニティが支援を必要とすることを理解しようとしていることがわかる。

「これは、警察の手により LGBTI の人々が日常的に暴力を受けている状況を正当化するものではない。ただ、警察官は微妙な立場に置かれている。警察官はその条項に従って法律を支持しているにすぎず、異論を唱えるのであれば裁判所に行ってその法律と闘うかどうかを判断するのは我々であると警察は言うことが多い。」²⁴

[目次に戻る](#)

6.2 逮捕及び訴追

a) 傾向

6.2.1 ウガンダ警察の年次犯罪報告書（Crime Reports）には、「性関連犯罪」という区分が設けられている。この区分には、「強姦性交、汚損、強制わいせつ行為及び自然に反する行為（男色、女性間の同性愛、猥褻など）のような犯罪が含まれている...」²⁵

6.2.2 CPIT は 2016 年から 2020 年までの 5 年間にわたる同報告書からデータを抽出し、

²³ UCC ‘[Standards for general broadcast programming in Uganda](#)’（第 13.2 段）、2019 年

²⁴ openDemocracy, ‘[I’ve defended hundreds of LGBTI people...](#)’, 2020 年 1 月 23 日

²⁵ Uganda Police Force, ‘[Annual crime report 2020](#)’（15 頁）、2021 年 4 月 19 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

編集した上で下表を作成した。この表には、「自然に反する犯罪」という下位区分で報告された事案数と事案の結果にかかる詳細（性別による起訴及び有罪判決件数など）及び裁判所が科した刑罰に関する情報が示されている。

6.2.3 「自然に反する犯罪」の内訳が同報告書で提供されていないため、同性間の性行為に関係する事案の正確な件数は不明である。下表内の数値には、「男色」や「女性間の同性愛」の「犯罪」に加え、報告されている猥姦の事案も含まれる。なお、「自然に反する罪」を犯す者の法的な定義（第 4.1.3 項を参照）には、「いずれかの男性が自然の秩序に反して自身と交接することを認める」者も含まれる。同表の総数に男性と女性の間の性行為の事案も含まれているかどうかは不明である。

「自然に反する犯罪」の区分に 属する事案数 ²⁶²⁷²⁸²⁹³⁰	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年
報告事案数	121	120	100	103	79
起訴された者					
➤ 男性	n/a	49	46	49	44
➤ 女性	n/a	3	1	1	1
有罪判決を受けた者					
➤ 男性	n/a	5	5	10	5
➤ 女性	n/a	0	0	0	0
裁判所が下した判決					
➤ 懲役刑	n/a	5	4	8	4
➤ 社会奉仕活動	n/a	0	0	0	1
➤ 警告	n/a	1	1	3	0
裁判を待つ者	n/a	41	32	33	37

*n/a : not available（該当データなし）

6.2.4 CPIT が同表を検証した結果、以下の事項が確認された。

- 報告事案数は 2016 年の 121 件から 2020 年には 79 件となり、5 年間で低下しているものの、「自然に反する犯罪」で起訴された者の数はほぼ一定している（45～52 人）。
- 起訴及び有罪判決の総数は少ない。2017 年から 2020 年までの 4 年間で 194 人が起訴され、25 人が有罪判決を受けた。
- 「自然に反する犯罪」で起訴された者の圧倒的多数は男性である。性別内訳データが利用できるようになった 2017 年から 2020 年までの期間に、合計で男性 188 人（97%）と女性 6 人（3%）が起訴された。

²⁶ Uganda Police Force, '[Annual crime report 2020](#)' (198~199 頁)、2021 年 4 月 19 日

²⁷ Uganda Police Force, '[Annual crime report 2019](#)' (131~132 頁)、2020 年 4 月 28 日

²⁸ Uganda Police Force, '[Annual crime report 2018](#)' (142~143 頁)、2019 年 5 月 27 日

²⁹ Uganda Police Force, '[Annual crime report 2017](#)' (61~62 頁)、2018 年 7 月 13 日

³⁰ Uganda Police Force, '[Annual crime report 2017](#)' (13 頁)、2018 年 7 月 13 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

● 同じ4年間で、男性 25 人（女性はいない）が「自然に反する犯罪」で有罪判決を受けた。懲役刑が最も一般的な刑罰である（刑罰が科された事案 27 件のうち 21 件（78%）を占める）が、刑期は不明である。

・ いずれの年も有罪判決の数は少なく、起訴された者の大半は「裁判を待つ者」として分類されている。

6.2.5 CPIT は、「自然に反する犯罪」事案の結果と全体として捉えた刑事事件の結果を比較するため、ウガンダ警察の 2020 年犯罪報告書からデータを抽出し、下表を作成して分析を実施した。

年：2020 ³¹	「自然に反する犯罪」事案数*	刑事事件総数
起訴された者	45	74,773
有罪判決を受けた者	5	21,788
裁判を待つ者	37	47,538
起訴された者に対する有罪判決を受けた者の比率（%）	11%	29%
起訴された者に対する裁判を待つ者の比率（%）	82%	64%

6.2.6 「自然に反する犯罪」事案の標本規模は小さいものの、CPIT が同表を検証した結果、以下の事項が確認された。

● 「自然に反する犯罪」の有罪判決率は、刑事事件全体の有罪判決率よりも低い（29%に対して 11%）。

● 「自然に反する犯罪」で起訴され、裁判を待つ者の比率は、全般的な刑事事件で起訴され、裁判を待つ者の比率よりも高い（64%に対して 82%）。

6.2.7 CPIT は HRAPF が LGBTI の人々に提供した法的支援に関する同 NGO データを編集し、下表を作成して分析した。数値は全ての刑事事件と「自然の秩序に反する交接」を伴う具体的事案に関するものである。

事件の種類	逮捕された LGBTI の人々に HRAPF が法的支援を提供した事件の数 ³²³³³⁴³⁵³⁶				
	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年
自然の秩序に反する交接を伴う事件	n/a	18	22	9	13

³¹ Uganda Police Force, ‘[Annual crime report 2020](#)’ (198 頁)、2021 年 4 月 19 日

³² HRAPF, ‘[2020 annual report](#)’ (11 頁)、2021 年 5 月

³³ HRAPF, ‘[2019 annual report](#)’ (25 頁)、2020 年 2 月

³⁴ HRAPF, ‘[2018 annual report](#)’ (11~12 頁)、日付なし

³⁵ HRAPF, ‘[2016 annual report](#)’ (10 頁)、2017 年 6 月

³⁶ HRAPF, ‘[2017 annual report](#)’ (21 頁)、日付なし

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

● 訴追/起訴を伴わない逮捕	n/a	14	11	7	n/a
● 訴追/起訴を伴う逮捕	n/a	4	11	2	n/a
刑事事件総数	42	68	134	59	192
● 訴追/起訴を伴わない逮捕	6	58	75	35	160
● 訴追/起訴を伴う逮捕	36	10	59	24	32
刑事事件総数に対する「訴追を伴わない逮捕」件数の比率	14%	85%	56%	59%	83%

*HRAPF の区分は年ごとに変わる。提供されている数値は交際、男色、同性愛及び自然に反する犯罪という区分に基づき記録された犯罪の総数である。

6.2.8 CPIT が同表を検証した結果、以下の事項が確認された。

- 内訳データが入手できる 3 年間（2017~2019 年）で、HRAPF は「自然の秩序に反する交際を伴う」49 件の事案に法的支援を提供した。これらの事案のうち、32 件（65%）は訴追を伴わない逮捕、17 件（35%）が訴追を伴う逮捕であった。同期間の刑事事件総数に目を向けると、HRAPF が法的支援を提供した 261 件のうち、168 件（64%）は訴追を伴わない逮捕、93 件（36%）が訴追を伴う逮捕であった。
- 2020 年、HRAPF が法的支援を提供した刑事事件の数が急増した。192 件という数値は、2019 年の刑事事件数から 225% 増加し、2018 年の数値から 43%増加したことを示している。2020 年に発生した刑事事案 192 件のうち、逮捕の 83%は起訴及び/又は訴追に至らなかった。

6.2.9 HRAPF は 2020 年報告書の中で、2020 年に法的支援事案数が急増した理由について以下のように説明した。HRAPF が提供した数値は、民事事件及び刑事事件の両方（HRAPF の顧客が被告（人）又は被害者である事件を含む）に関するものである。

「[2020 年に]登録された事件の中で最多のものは、性労働者コミュニティに関わる事件で 553 件となっており、性的・ジェンダー少数派に関わる事件が 513 件でこれにすぐ続いている。性労働者が関係する事件数は、2019 年の 226 件から 2020 年には 553 件（144%）へと 2 倍以上増加しており、性的・ジェンダー少数派が関係する事件数は 204 件から 513 件（151%）へと増加した。2 つの標的集団における事件数がともに急増している理由は主として、多数の家宅捜索や抜き打ち検査にあった。これにより、2020 年を通じて、ことあるごとに複数の性労働者や性的・ジェンダー少数派が、特に居住している避難所や宿泊所で大きな群れをなして集まるなどの行動により COVID-19 規則に違反したとして逮捕された。」³⁷

[目次に戻る](#)

³⁷ HRAPF, '[2020 annual report](#)' (10 頁)、2021 年 5 月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

b) 事件

6.2.10 2019 年 6 月、カンパラに拠点を置き、レズビアン、バイセクシャル及びクィア (Lesbian, Bisexual and Queer : LBQ) の女性を支援する団体「フリーダム・アンド・ローム・ウガンダ (Freedom and Roam Uganda : FARUG) は、LBQ の女性 220 人とのインタビューとフォーカス・グループ討議に基づく調査の結果を公表した。この調査により、以下が確認された。

「回答者の半数以上がこれまで逮捕されたことがあると証言し、回答者の 3 分の 1 は逮捕の唯一の理由がその SOGIE (性的指向[Sexual Orientation]、性自認[Gender Identity]及びジェンダー表現[Gender Expression]を組み合わせた用語) のせいであると答えた。その他の事例では、参加者がその SOGIE に関係しない理由 (とりわけ、違法麻薬の喫煙、素行不良 (ならず者・放浪者)、飲酒運転を含む) で逮捕された...

「これまで一般的な理由で又はその SOGIE の結果として逮捕された経験がある LBQ の女性の中で、男らしい姿をしている女性の方が拘置所に収監されている間に、不適切なボディチェック、警察官による性別を間違えた代名詞の使用、言葉による虐待、強姦するぞという脅しなど性的嫌がらせを受ける事案が多かった。逮捕された回答者が起訴された場合、グループ討議で報告された典型的な起訴理由は「なりすまし」であった。」³⁸

6.2.11 HRAPF は 2019 年 12 月、「その性自認を表現するトランスジェンダーの人々がたとえ他の人物を自称しようとはしない場合であっても、やはりこの[なりすましの犯罪]条項に基づき逮捕され、起訴されることがある。」と報告している³⁹。

6.2.12 2020 年 11 月、アメリカ法曹協会 (American Bar Association : ABA) は以下のように報告した。

「2019 年 11 月 10 日深夜、警察がカンパラの LGBTQ コミュニティのたまり場として知られているラム・バー (Ram Bar) を標的として大規模な家宅捜索を行い、最終的に 125 人を逮捕した。ウガンダ警察の報道官はメディアに対し、家宅捜索の目的はシーシャ (水ギセル) の使用を禁じるタバコ統制法 (Tobacco Control Act) を執行することにあつたと語った。しかし、目撃者は警察がバーの中にいた人々を無差別に逮捕するとともに、家宅捜索の最中に、また、警察署で同性愛嫌悪の発言をしていたと証言した。

「11 月 12 日、逮捕された人々のうち、67 人はウガンダ刑法第 160 条第(1)項に基づき、1

³⁸ FARUG, [‘The lived realities of LBQ women in Uganda’](#) (38 頁)、2019 年 6 月

³⁹ HRAPF, [‘The impact of the legal and policy framework on access..’](#) (17 頁)、2019 年 12 月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

年以下の懲役刑が科される公的不法妨害という逮捕理由とは異なる罪で起訴された。その後、裁判所は保釈審理を待つ間、集団全体を刑務所に再勾留した。保釈申請の審理は11月中旬に開始され、12月中旬まで続いた。これは（その保釈審理に必要な担保を提出できない）被告人が1か月以上も刑務所に収監されていたことを意味する...

「本報告書を執筆していた2020年11月時点で、5件の訴訟事件のうち、24人の被告人が関係する2件は訴訟の不進行という理由で裁判所により却下された...

「一方、被告人側弁護士は、被告人の性的指向と性自認が認識されたために、刑務官や他の受刑者が被告人を標的にしてその人権を侵害し、処罰もされなかったと主張した。複数の被告人は当局による長い時間をかけた身体検査を受けた他、新たに収監される受刑者はLGBTQの個人であるという情報を広めた刑務官の言葉に基づいて他の受刑者からいじめを受けたと伝えられている。被告人の少なくとも1人は収監されている間に強姦されたと伝えられている。このような疑惑の事件に対する調査は今日まで一切行われていない...

「注目すべきは、5グループのうちの2グループに対する訴訟が却下され、残りの事件も同じ結果に至る可能性があるものの、告発された一部の人々にとっては、訴訟によって（同性愛者であることの）強制的な暴露と職、家族及び友人の喪失という結果が既にもたらされている。一方、家宅捜索からほぼ1年が経過してもその訴訟がまだ却下されていない人々にとっては、審理が継続することにより不安定な状態が生じている。今日までに加えられた危害を踏まえれば、有罪判決が目標ではなかった可能性も考えられる。つまり、訴訟自体がLGBTQコミュニティに明確なメッセージを送っている。証拠があろうとなかろうと、また、有罪判決であろうとなかろうと、国家はいつでも君らに到達することができる。」⁴⁰

6.2.13 ロイター通信は2020年5月、以下のように報じた。

「ウガンダの裁判所は月曜日、検察官が起訴を取り下げた後に新型コロナウイルスを拡散させる恐れがあるとしてほぼ50日間収監されていたLGBT+の人々19人の釈放を命じた。

「ゲイ男性13人、バイセクシャル男性2人及びトランスジェンダー女性4人は、警察がカンパラ郊外にあるLGBT+向け避難所を家宅捜索した[2020年]3月29日に逮捕された。警察によると、この19人は10人を超える人々の集まりを禁じるソーシャル・ディスタンス規則に違反していた。

⁴⁰ ABA, [‘Uganda v. the 67’](#) (2~5 頁)、2020 年 11 月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「人権団体は、当局が性的少数派を標的とするために同規則を利用していると語った。」⁴¹

6.2.14 2020年7月の更新情報として、HRWは以下のように報告した。

「ウガンダ高等裁判所（High Court of Uganda）は、恣意的に身柄を拘束され、弁護士との面会も認められないまま収監されていたホームレスのゲイ、バイセクシャル及びトランスジェンダーの人々20人に対し、UGX 5,000,000（およそ US\$1,340）[£1,060⁴²]の損害賠償額を認める裁定を下した。

「この逮捕は、20人の性自認に関して苦情が唱えられたことに対応して行われた。

「[2020年]6月15日、弁護士がこの20人と接見するのを認めない刑務所制度によって公正な裁判と自由に対する本人たちの権利が侵害されたと同裁判所は判示した。太陽の子基金（Children of the Sun Foundation : COSF）避難所の入居者であったこの20人は、弁護士との面会が認められないまま6週間以上も収監されていた。」⁴³

6.2.15 ハーバード人権ジャーナルが2021年5月に公表したもので、SMUGとHRAFPを引用した同訴訟事案の分析文書には、以下の記述がある。

「2020年公衆衛生（COVID-19統制）規則（Public Health (Control of COVID-19) Rules）が2020年3月24日に発効し、10人を超えるグループの活動、イベント、会合及び集会を禁じている。しかし、この規則には個人宅その他の施設での集まりが許される人数の上限が設定されていない。収監されている被告人19人のうち、13人は避難所の入居者であり、残りの6人は入居者でないものの、法律に従っており、ソーシャル・ディスタンスも維持していた。COVID-19規則は、寄宿舍のような施設を禁じていない。したがって、この19人がどのような形で『違法な』又は『過失』行為を犯したかは不明である。

「警察の当初陳述書には、COVID-19制限違反に対応して逮捕が行われたという主張がなされていたものの、その後の報告により、当局は当初、刑法に違反する『交接』に従事していたという嫌疑で被告人を起訴したことが明らかになった。警察は同居している同性愛者に関して地域コミュニティが行った報告を受けて行動したが、家宅捜索の時点で性行為に従事する者を目撃しなければ、その犯罪を裏付ける証拠も見いださなかった。こうした経緯は、政府の規制を利用して訴因が変更されたことを示唆している。」⁴⁴

⁴¹ Reuters, '[Court orders release of jailed LGBT+ Ugandans...](#)', 2020年5月18日

⁴² Xe, '[Xe currency converter](#)', 2021年12月13日

⁴³ HRW, '[Court awards damages to 20 LGBT youth in Uganda](#)', 2020年7月10日

⁴⁴ Nyoni, J, Harvard Human Rights Journal, '[COVID-19 emergency powers...](#)', 2021年5月3日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

6.2.16 2021年6月、HRAPFは2020年3月から6月までの期間を対象として実施した調査の結果を公表した。この期間中、ウガンダはCOVID-19対策で都市封鎖を実施していた。調査はLGBTの人々を対象として、10回のインタビューと3つのフォーカス・グループ（ゲイ・バイセクシャルの男性グループ、レズビアン・バイセクシャル・クィア（LBQ）の女性グループ及びトランスジェンダーの人々のグループ）の討議で構成されていた。HRAPFはステークホルダーにもインタビューを実施した⁴⁵。

6.2.17 HRAPFは、以下のようにコメントした。

「COVID-19の予防措置が実施されたことで、全国の市民に未曾有の水準の困難がもたらされた。特にカンパラやワキソ（Wakiso）などウガンダの主要都心とその周辺地域には、より困難な状況が訪れた。キーポピュレーション（Key Populations : KPs）、特にLGBTの人々と性労働者は、以前より疎外化、差別及び犯罪者の対象とされてきたため、COVID19規制の執行の矛先となって最も過酷な影響の一部を被った。外出禁止、輸送及び移動の禁止、裁判所の一部閉鎖など複数の措置が講じられたことにより、ウガンダの全居住者、特にKPsにとって、司法制度を利用するための手段が直接閉ざされてしまった。」

46

6.2.18 また、

「不幸にして、COVID-19期間中、LGBTの人々や性労働者は恣意的な逮捕と過度の武力行使の両方を経験した...

「バー、ロジその他全ての娯楽施設が閉鎖されたことで、性労働者の生活は麻痺してしまった。これは、性労働者が働く場所であり、その顧客が一般に性労働者を見つける場所でもある施設が閉鎖されたからである。LGBTの人々や性労働者にとっては他の選択肢がほぼなかったため、その多くは生活必需品を入手するのに日雇いの収入に依存しなければならなかった。また、多くは外出禁止令に違反して避難所やロジに宿泊し、時には規制があるにもかかわらずボダボダ（boda bodas : オートバイタクシー）に乗って移動した。このような行動の全てが要因となって、LGBTの人々や性労働者の逮捕に対するぜい弱性が高まった。」⁴⁷。

⁴⁵ HRAPF, [‘The Impact of COVID-19 related restrictions on access...’](#) (1~2 頁)、2021年6月

⁴⁶ HRAPF, [‘The Impact of COVID-19 related restrictions on access...’](#) (22 頁)、2021年6月

⁴⁷ HRAPF, [‘The Impact of COVID-19 related restrictions on access...’](#) (23 頁)、2021年6月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

6.2.19 米国に拠点を置き、LGBTQ のストーリーに焦点を合わせたオンラインニュースサイトのワシントン・ブレード (Washington Blade) は 2021 年 6 月、以下のように報じた。

「ウガンダ警察は月曜日、首都カンパラ郊外にある LGBTQ 向け避難所で 44 人を逮捕した。

「ウガンダの LGBTQ 擁護団体『ウガンダの性的少数派 (SMUG)』代表のフランク・ムギシャは電子メールでワシントン・ブレードに対し、ワキソ県の都市ナンサナ (Nansana) で逮捕が行われたと伝えた。

「ムギシャは別に発信したツイートで、『病気[COVID-19]の感染を広げる可能性が高い過失行為』の嫌疑で逮捕された 44 人のうち、検察官は 42 人を起訴した、と語った。当局はこの 42 人がゲイであるかどうかを判断するため、彼らをいわゆる肛門検査にさらした、とムギシャは書き加えた。」⁴⁸

6.2.20 数日後に公表した更新情報の中で、ライツ・アフリカ (Rights Africa) は HRAPF の発言を次のように引用した。

「ハッピー・ファミリー (Happy Family) ファイルに掲載されている 42 人全てが今保釈を認められたことを報告できて嬉しく思う。この内 3 人は昨日保釈された。7 人は本日保釈された。まだ収監されている残りの 32 人は 2021 年 6 月 7 日の月曜日に釈放される予定である...

「幸運にも、担当した治安判事は昨年末に LGBT の権利に関して HRAPF の研修を受けた 300 人以上の治安判事の 1 人である。そこで、我々は起訴シートの表面に現れない部分を見て、44 人が逮捕された真の理由を考察することを同判事に思い起こさせた。44 人のうち 17 人に対して肛門検査が実施されたという事実によって我々はこれを裏付けた。同判事は概して肯定的であり、44 人の一部は 1 つの担保しか有しておらず、また、担保全体の信頼性に疑問があったにもかかわらず、全員に対して保釈を認めた...

「最後に、米国、EU、スウェーデン、デンマークその他の国の外交官の方々に感謝申し上げます。皆さんは早朝に裁判所へ来て、法廷にとどまり、法廷の開始が遅れ、また、1 時間休廷となった際も決して怯 (ひる) むことがなかった。担当治安判事でさえも皆さんの

⁴⁸ Washington Blade, [‘Uganda police arrest 44 people at LGBTQ shelter’](#), 2021 年 6 月 2 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

存在を認識していた。皆さんは間違いなく本事件の迅速な審理に貢献した。」⁴⁹

[目次に戻る](#)

6.3 警察官及び司法職員の訓練

6.3.1 2021年5月に公表された HRAPF の2020 年年次報告書には、警察官及び司法職員向けの訓練セミナーの詳細が記述されている。「2020 年、HRAPF は性的少数派の疎外化及び現実の生活に関して、また、社会の隅に追いやられた人々の人権を促進するために重要な法執行機関としての警察は何をすることができるかに関して、警察官を研修を実施した。」⁵⁰

6.3.2 また、

「HRAPF は、性的・ジェンダー少数派を規制するウガンダの法的枠組みと人権枠組み及び性的少数派の生活を脅かす暴力の現実に関して治安判事と対話した。この対話で治安判事は性的・ジェンダー少数派の問題に関する多くの情報を得ることができた。こうした取組によって、司法職員の間には同性愛嫌悪の偏見から寛容性に向けた視点への転換が見られるようになった。

「2020 年8月から11月にかけて、合計で13回の治安判事研修が実施され、訓練を受けた治安判事は318人に上った。」⁵¹

[目次に戻る](#)

第7節更新日：2022年1月4日

第7節 社会の姿勢

7.1 全般

7.1.1 アフロバロメーター (Afrobarometer) は、政治的偏向のない汎アフリカの調査ネットワークであり、公衆の姿勢に関する調査を実施している。2016年12月から2017年1月にかけて、アフロバロメーターは国の代表標本となるウガンダ人と対面方式によるインタビューを実施し、その調査結果を2020年5月付報告書で公表した。インタビューを受けたウガンダ人の正確な数は不明であるが、インタビューは34か国にわたって45,823回実施された。回答者は、「このグループ[同性愛者]に属する人々を隣人にすることを好むか、嫌うか、又は気にしないかどうか教えてください」と質問された。同報告書では、「強く好む」、「幾分好む」又は「気にしない」と答えた回答者の割合を加算して「寛容度」

⁴⁹ Rights Africa, [‘Uganda court OKs bail for 42 arrestees’](#), 2021年6月5日

⁵⁰ HRAPF, [‘2020 annual report’](#) (31頁)、2021年5月

⁵¹ HRAPF, [‘2020 annual report’](#) (33頁)、2021年5月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

を算出した。ウガンダ人の寛容度は3%であった。調査したアフリカ34か国全体を通じて、この質問に対する平均回答率は20%であった⁵²。

7.1.2 2019年9~10月に国の代表標本として無作為に抽出したウガンダの成人1,200名にインタビューを実施したアフロバロメーターの最新の調査で、回答者は前回と同じ質問をされた。今回は「強く好む」、「幾分好む」又は「気にしない」と答えた回答者の割合が7.6%に上昇した⁵³。

7.1.3 これとは対照的に、国際レズビアン・ゲイ協会（ILGA）が2016年に実施したグローバル姿勢調査では、無作為に対象者を抽出したオンラインのオプトイン（opt-in：ユーザーの許可を得なければならない）アンケートを用いて700名のウガンダ人という最少人数を調査した。「隣人がゲイ又はレズビアンであった場合、どのように感じるか」という質問をされた際、回答者の40%は「気にしない」、45%は「極めて不快」、15%は「幾分不快」とそれぞれ答えた。同じ調査で、「LGBTIであることを犯罪とすべき」という意見に対し、ウガンダ人回答者のうち合計で53%が強く同意する又は幾分同意すると答え、31%は幾分又は強く意見を異にし、16%はどちらでもないと答えた⁵⁴。

7.1.4 LGBTIの人々に対する農村部―都市部の姿勢の差異に関する証拠は混在している。上述したアフロバロメーターの2019年調査で、LGBTIに対する寛容度は都市部（2.9%）より農村部（9.2%）の方が高いことがわかった⁵⁵。同調査よりも規模の小さな2つの調査でも、農村部と都市部の姿勢の差異を検討した。HRAPFは2019年12月、トランスジェンダーの人々やステークホルダーを含めた76人の参加者を対象にして、トランスジェンダーのコミュニティによる司法の利用状況に目を向けた調査を実施した結果、以下の内容が確認された。

「コミュニティレベルにおけるトランスジェンダーの人々の経験は、地理的な位置（都市部―農村部）によって異なり、特に、住民が今もなお特定の文化規範や信念と強く結び付いている農村部より、都市部の方がより寛容かつ自由な考え方を有しているように思われる、という見方を調査参加者はしている...

「都市部の場合、LGBTIの問題に関して活動する人権団体や「性と生殖に関する健康と権利」（Sexual and Reproductive Health and Rights：SRHR）組織を含め市民社会団体が活発に行動しており、こうした状況がトランスジェンダーの問題に関して相当な啓蒙活動

⁵² Afrobarometer, “[All in this together”: Africans tolerant on ethnic...](#)” (12 頁)、2020 年 5 月 19 日

⁵³ Afrobarometer, “[Summary of results: Afrobarometer round 8, survey...](#)” (86 頁)、2021 年 10 月 28 日

⁵⁴ ILGA, “[The ILGA-RIWI 2016 global attitudes survey on LGBTI...](#)” (5 頁及び 10 頁)、2016 年 5 月

⁵⁵ Afrobarometer, “[Summary of results: Afrobarometer round 8, survey...](#)” (86 頁)、2021 年 10 月 28 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

を生み出す誘因となってきた。農村部では、この種の啓蒙活動がいまだに見られない。」⁵⁶

7.1.5 SMUG が 2020 年 12 月に公表した 2 つ目の調査は、LGBTI の人々の身の安全にかかる状況に目を向けた。同調査の結果は、14 人の調査回答者と（LGBTI の個人と活動家 28 人から成る）1 つのフォーカス・グループの討議に基づいている。

「調査により、身の安全と安心にかかる事件がカンパラ、ワキソ及びムコノ（Mukono）地区/県で構成される中央地域に集中していることが確認されたものの、国内の他の地域においても表面化した事件があった。中央地域に事件が集中している原因は、LGBTIQ+の人々がより自由かつ国際的な状況を求めることができる都市部及び都市周辺部に事件がより集中しているという事実にある。これは、多くの LGBTIQ+が都市部又は都市周辺部で公然とカミングアウトをしているようにうかがえるという状況があるからである。これとは対照的に、農村部の町や集落の場合、より保守的な文化規範の中に身を置くため、住民はその性的特徴や性自認を公然と表明する傾向がない。」⁵⁷

7.1.6 LBQ 女性の生きた経験に関する FARUG の 2019 年 6 月付報告書で、以下の内容が確認されている。

「著しい数の LBQ 女性が、異性愛関係を持っている。しかし、その大半はそれを望んでいない...

「...回答者は、ウガンダにおいて LBQ 女性の不可視性を保持する上で有用な隠れ蓑として異性愛関係を認めるメッセージを与えた。異性愛の関係を持っている又は異性と結婚しているケースは、都市部の LBQ 女性よりも農村部の LBQ 女性の方が多かった。」⁵⁸

7.1.7 また、

「回答者の大半は、ウガンダの LBQ 女性に押される烙印によって疎外されることを恐れるなど様々な理由を付けてその家族、友人及び同僚に対してカミングアウトしていなかった。また、経済面で家族に依存していることも、LBQ 女性が親族にカミングアウトする上で大きな課題であった。LBQ であることを伝えれば、資金が断たれることを恐れるからである。さらに、回答者は、LBQ であることを隠し続けることによって、家族や一般コミュ

⁵⁶ HRAPE, [‘The impact of the legal and policy framework on access...’](#) (30 頁及び 31 頁)、2019 年 12 月

⁵⁷ SMUG, [‘Safety and security of the LGBTIQ+ community in Uganda...’](#) (9 頁)、2020 年 12 月

⁵⁸ FARUG, [‘The lived realities of LBQ women in Uganda’](#) (8 頁)、2019 年 6 月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ニティからの烙印が緩和されると主張した。」⁵⁹

7.1.8 また、「回答者は、カミングアウトされた又はした後で経験した様々な課題を浮き彫りにした。回答者の大半は家族の居宅を追われた。また、家族から縁を切られた回答者もいれば、職を失い又は家族からの繰り返される非難を耐えるしかなかった回答者もいた。一方、家族が『ゲイであることは、人生の一局面にすぎない』ことを請け合ってくれたと語る回答者もいた。」⁶⁰

7.1.9 2020 年 12 月、SMUG は LGBTI 禁止法を導入する試みがどのような形で社会の姿勢に影響を及ぼしたかについて、以下の意見を述べた。

「同性愛禁止法（AHA）はその後撤回されたものの...LGBTIQ+の人々に対して同性愛に対して嫌悪感又は暴力的な敵意を示す大量の人々を新たに生み出したという点では成功した。AHA は、LGBTIQ+コミュニティに向けられる否定的関心と LGBTIQ+は誰で、何をしているのかを伝える神話の拡大に貢献した。LGBTIQ+の人々が児童を同性愛に誘っている、LGBTIQ+の人々は西側諸国から募集されている、又はゲイであることは自然に反するといった LGBTIQ+に関する神話や間違った認識は、AHA の法制化を目指す運動が盛んだったこの期間中、永続化した。」⁶¹

7.1.10 2021 年 2 月、「76 Crimes」は以下を報じた。

「1 月 14 日の選挙当日、ウガンダの有権者は LGBT コミュニティに同性愛嫌悪の攻撃を加えることで悪名高い政治家 2 人を拒絶した。

「選挙で敗北したこの 2 人の政治家は、ウガンダ中部ワキソ県ンサンギ市議会（Nsangi Town Council）のハジ・アブドゥル・キインバ（Haji Abdul Kiyimba）前市長と倫理・誠実性担当大臣のサイモン・ロコド師である。

「キインバ氏は、昨年 3 月に彼が陣頭指揮を執り、ホームレス向け避難所を家宅搜索した際に逮捕した若者に拷問を加え、品位を傷つける取扱いを行った罪で起訴されている...

「2006 年から議員を務めているロコド師は、長年にわたって同性愛者に反対する運動を積極的に行ってきた...

⁵⁹ FARUG, [‘The lived realities of LBQ women in Uganda’](#) (10 頁)、2019 年 6 月

⁶⁰ FARUG, [‘The lived realities of LBQ women in Uganda’](#) (12 頁)、2019 年 6 月

⁶¹ SMUG, [‘Safety and security of the LGBTIQ+ community in Uganda...’](#) (8 頁)、2020 年 12 月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

『両氏の敗北は、両氏の立場や LGBT コミュニティに対して取った行動に直接関係していないかもしれないが、政府内における自身の立場を公然と利用し、濫用してウガンダにおける LGBT の人々の権利を侵害した指導者 2 人を有権者が拒否したことがうれしい』とカンパラに拠点を置く映画製作者のヴィンセント（Vincent）氏は語った。」⁶²

7.1.11 2021 年 4 月、BBC は以下のように報じた。

「友人や隣人が彼女の家族について話す中、リタ（Rita）[ゲイの息子がいる]は噂話や公衆の面前でかく恥から逃れるため、自宅に閉じこもった。一方、息子の父親は母親失格だと言って彼女を責めた...

「リタは助言や支援がまさに必要なときに全く 1 人になっていることに気付いた。彼女にとっての大きな転機は、息子が新たな支援グループのことを耳にして、彼女に参加するよう促したときに訪れた。

「そのグループは Parents and Families of Lesbians and Gays（レズビアンとゲイの両親・家族）を意味する「PFLAG ウガンダ」と呼ばれている。その目的は、レズビアンやゲイの両親が普段であれば決してできないような質問をし、会話をする目的で同じ状況にある他の人々と一緒に集まることができる安全な空間を創出することにある。

「同グループの創設者は、自身の家族の経験に触発された LGBTI 活動家であり、自身がレズビアンであることを公然と認めているクレア・ビャルガバ（Clare Byarugaba）である。

「クレアは自身の性的特徴について家族に話す前に、地元のタブロイド紙によって暴露された。暴露される前、彼女は両親に何の前触れも与えておらず、まして娘の真実を知り、その新事実とともに訪れる恥に対処するための心構えをさせるなどということは全くなかった...

「[PFLAG の]目的は、臨床心理学者で同じ仲間の両親でもある進歩的な宗教指導者に両親たちが話かけることができる安全な空間を提供することにある。

「ミーティングはルガンダ語（Luganda）で行われる。また、ピアサポート（同じような立場の人によるサポート）として、同グループは同性愛に関する正確な情報と同性愛嫌悪

⁶² 76 Crimes, '[Uganda: electoral defeat for 2 notoriously anti-gay officials](#)', 2021 年 2 月 1 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の環境の中で対処する方法に関する実際の助言を利用できるようにしている...

「リタのように[PFLAG の]一部のメンバーについては、両親が自身の子どもを理解することでウガンダの LGBTI コミュニティの残りの人々について異なる見方ができるようになっている。

「リタは、同性愛は嫌悪の対象であると当初考えていたが、現在はウガンダの LGBTI の人々を全て保護しなければならないと感じている。」⁶³

7.1.12 COVID-19 による都市封鎖が LGBTI のウガンダ人に与えた影響に関する HRAPE の調査報告書が 2021 年 6 月に公表された。この調査によって以下が明らかになった。

「LGBT 回答者の多くは、社会の規範からの逸脱者として非難されていたため、地元の指導者により、食料やマスクなど政府救済物資の受益者から除外されたと証言した...

「COVID-19 のパンデミック（世界的な大流行）が続く間、賃借施設から強制退去させられた事案、自宅を追われた事案及び職場で余剰人員扱いされた事案などが、ありふれた出来事になった。COVID-19 の感染が始まるとすぐ、LGBT の人々の一部は COVID-19 という口実で職場から解雇された。解雇された人々の中には、COVID-19 が流行する前にその性的特徴が職場で問題になっていた人々も含まれていた。」⁶⁴

[目次に戻る](#)

7.2 宗教団体

7.2.1 CIA のワールド・ファクトブック（World Factbook）は、ウガンダ人の 84.4%がキリスト教徒、13.7%はイスラム教徒であると報告している（2014 年推計値）⁶⁵。

7.2.2 2019 年 6 月、FARUG は「宗教は、現行法律を制定する際の情報源として利用されてきている。また、宗教は、遵守し、保護すべきいわゆる伝統的及び文化的価値に関して修辞的言辞の力を借りる場合が多い。同性愛の問題は、全ての宗派を団結させる唯一の観点であるため、LGBTI の人々の擁護活動は極めて困難なものとなっている。」と述べた⁶⁶。

7.2.3 ハインリッヒ・ベル財団アドボカシー基金（Heinrich Boll Stiftung advocacy foundation）が 2021 年 2 月に行ったセンフカ・ジョアニタ・ワリー（Ssenfuka Joanita

⁶³ BBC, [‘The Ugandan mum who was once ashamed of her gay son’](#), 2021 年 4 月 20 日

⁶⁴ HRAPE, [‘The Impact of COVID-19 related restrictions on access...’](#) (27 頁及び 28 頁)、2021 年 6 月

⁶⁵ CIA, [‘World Factbook: Uganda’](#), 最終更新日：2021 年 11 月 22 日

⁶⁶ FARUG, [‘The lived realities of LBQ women in Uganda’](#) (2 頁)、2019 年 6 月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

Warry) (FARUG の常任理事) とのインタビューで、ワリーは、以下のようにコメントした。

「同性愛をめぐるのはウガンダや東アフリカに多くの誤解がある。例えば、同性愛は非アフリカの概念であるという概念がある。しかし、実際にはまさにアフリカの概念なのである。輸入された概念が同性愛嫌悪である。キリスト教の伝道者が来た際、住民が互いに愛し合っているのがわかったため、同性間の恋愛を禁じる法律を作った。これが同性愛嫌悪をアフリカのなものにしているが、同性愛はアフリカの概念である。

「また、同性愛と宗教についても誤解がある。ウガンダ大統領も含めた人々は、キリスト教の名の下に私をおとしめている。まるで私自身が神を信じていないように。私は忠実なカトリック教徒である。カトリック教徒とレズビアン...彼らは、私たちを動物と比較し、かつ、私たちを小児性愛者その他であるとして非難する法律を作っている。実に悲痛である。」⁶⁷

7.2.4 クチュ・タイムズは 2021 年 4 月、以下のように報じた。

「アドナイ・インターナショナル・ミニストリーズ・ウガンダ (Adonai International Ministries Uganda : AIM)」は、「レガシー・アライアンスの波イニシアティブ UG (Wave of Legacy Alliance Initiative UG : WaLAI)」の下で LGBTI コミュニティが主導するウガンダの教会である。

「WaLAI の常任理事である Kaggwa Ramathan Mutyaba 司祭は、LGBTI コミュニティ内に不信感が存在しているのに気付いた。LGBTI の人々の多くは神を見限っており、烙印、差別及び本人たちに投げつけられる批判のために、もはや礼拝所へも行かなくなっている。

「Ram 司祭は、COVID-19 による都市封鎖が敷かれていた 2020 年に活動を開始した AIM に精神の目覚めと行動主義のプログラムを持ち込んだ。

「この教会は、LGBTI の人々が自由に神を礼拝できる安全な空間を提供するために設立された。」⁶⁸

7.2.5 2021 年 6 月、アウトライトは「ウガンダ社会は保守的であり、強硬な反 LGBTIQ 路線を取る一部のキリスト教会によって LGBTIQ 嫌悪感情が更に強められている。」と報

⁶⁷ Heinrich Boll Stiftung, [‘Queer women in Uganda: "Don't rush into coming out"'](#), 2021 年 2 月 5 日

⁶⁸ Kuchu Times, [‘All are equal before God: an online campaign...’](#), 2021 年 4 月 9 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

告した⁶⁹。

7.2.6 2021年10月、アフリカ人権メディアネットワーク（African Human Rights Media Network）の一翼を担う「ライツ・アフリカ（Rights Africa）」は、以下のように報じた。

「ウガンダの35人以上の宗教指導者は、排斥がLGBTコミュニティのような少数派の人々に害を及ぼしてきたと語り、礼拝所における包摂性を説教し、実践し、促進することを誓約した。

「この宗教指導者たちは、『私の信仰は自由だ。宗教に基づく同性愛嫌悪にはノーと言おう。』というテーマに基づき、東アフリカ視覚芸術家（East Africa Visual Artists : EAVA）が先月カンパラで企画した宗教的包摂性セミナーの期間中にこの誓いを立てた。

「このセミナーは、EAVA がウガンダの宗教に基づく同性愛嫌悪と闘うため 「アーカス（Arcus）LGBTI+」 の支援を受けて実施している一連の活動の一環である。」⁷⁰

[目次に戻る](#)

第8節更新日：2022年1月4日

第8節 社会の取扱い

8.1 烙印及び差別

8.1.1 下表は、ウガンダの HIV/エイズ患者支援団体「ウガンダの HIV/エイズネットワークとともに生きる人々の国家フォーラム（National Forum of People Living with HIV/AIDS Networks in Uganda : NAFOPHANU）が2019年9月に提出した報告書から入手したデータを用いて CPIT が編集したものである。調査に参加した人々は、HIV 感染以外の理由で烙印を押された又は差別を受けた経験があるかどうかを問われた。参加者の総数は 1,398 人であったが、トランスジェンダーの人々、男性と性行為をする男性（men who have sex with men : MSM）、女性同性愛者及び男性同性愛者という下位区分に属する人数はこれより遥かに少なかった。正確な人数は下表に記載されている。

経験	「はい」と答えた回答者 ⁷¹			
	トランスジェンダー	MSM	男性同性愛者	女性同性愛者
これまで家族の活動から除外されたと感じたときがあるか*	29%	21%	22%	33%
これまで家族が貴方について差別的な発言	43%	30%	39%	45%

⁶⁹ OutRight ‘[Pride around the world](#)’（24 頁）、2021 年 6 月 30 日

⁷⁰ Rights Africa, ‘[Religious leaders in Uganda commit to LGBTQ inclusivity](#)’, 2021 年 10 月 16 日

⁷¹ NAFOPHANU, ‘[The people living with HIV stigma index](#)’（表 27, 28, 29, 30）、2019 年 9 月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

をしている又は噂をしていると感じたときがあるか*				
これまで貴方がトランスジェンダー/男性同性愛者/女性同性愛者/ MSM であるという理由で誰かが貴方に言葉による嫌がらせを加えたことがあるか	41%	24%	28%	39%
これまで貴方がトランスジェンダー/男性同性愛者/女性同性愛者/ MSM であるという理由で誰かが貴方を脅迫したことがあるか	33%	27%	17%	30%
これまで貴方がトランスジェンダー/男性同性愛者/女性同性愛者/ MSM であるという理由で誰かが貴方に身体的な嫌がらせ又は危害を加えたことがあるか	29%	21%	11%	27%
回答者数	49	33	18	33

*これらの数値は、調査参加者が全員、その性的指向又は性自認について家族に話したわけではないという事実を反映していない。

[目次に戻る](#)

8.2 人権侵害

a) LGBTI の人々に対して犯した罪に関する報告

8.2.1 CPIT は、HRAPF がウガンダの性的・ジェンダー少数派に提供した法的支援に関する同団体のデータを編集して下表を作成した。このデータは、被害者が LGBTI の人々で、警察に届出が行われ、HRAPF が法的支援を提供した犯罪事件に関するものである。このデータには、HRAPF が法的支援を提供せずに警察へ届出が行われた刑事事件が含まれていない。

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年
LGBTI の人々が警察に届出を行い、HRAPF が法的支援を提供した刑事事件の数 ^{72 73 74 75}	n/a	30	32	50	159

b) 人権侵害の種類

8.2.2 2019 年 6 月、LBQ 女性の生きた経験に関する報告書の中で、FARUG は「また、回答者は家族が加えた性的嫌がらせの経験を共有した。回答者の大半は拡大親族が主要な加害者であると認識していた。グループ討議において、男らしい姿をしている女性は、その大半が性的嫌がらせ（矯正強姦の脅しを含む）を経験し、実際に強姦された場合もあるという問題を提起した。家族にカミングアウトした他の回答者は、2、3 の類似事案に焦点

⁷² HRAPF, [‘2019 annual report’](#) (24 頁)、2020 年 2 月

⁷³ HRAPF, [‘2020 annual report’](#) (11 頁)、2021 年 5 月

⁷⁴ HRAPF, [‘2018 annual report’](#) (13 頁)、日付なし

⁷⁵ HRAPF, [‘2017 annual report’](#) (21 頁)、日付なし

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

を当てた。」⁷⁶

8.2.3 ロイター通信は2019年10月、以下のように報じた。

「ウガンダでは、某大臣がゲイの性行為に関して死刑を復活させるよう提案して以来、LGBT+の人々に対する攻撃が増加している、とLGBT+の権利を擁護する運動家たちは火曜日に語り、反ゲイの修辭的表現が同性愛嫌悪をあおっていると警告した...

「月曜日深夜、同性愛嫌悪のスローガンを叫ぶ暴徒がウガンダの首都カンパラ郊外にあるLGBT+活動家16人の事務所と自宅を取り囲んだ後、この活動家たちは警察に連行されて留置場に収容された...

「日曜日、男性同性愛者であるルワンダ難民がカンパラにある自宅の外で殴打され、また、10月13日、トランスジェンダーの女性2人がナイトクラブを出ようとした際に殴打された、と運動家たちは語り、被害者の血の付いた顔写真をソーシャルメディアで共有した...

「人権団体が語ったところによると、今年、ウガンダで男性同性愛者3人とトランスジェンダー女性1人が同性愛嫌悪の襲撃を受けて殺害された。最新の事件では、10月4日、男性同性愛者がこん棒で撲殺された。」⁷⁷

8.2.4 また、2019年10月、ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）は、LGBT活動家のブライアン・ワッスワ（Brian Wasswa）の死亡のほか、LGBTコミュニティと関係がある人々や団体を狙った他の暴力事件について、以下のように報告した。

「ムウェバザ（Mwebaza）[HRAPFの副常任理事]はヒューマン・ライツ・ウォッチに対し、ワッスワは自身がゲイであり、ジェンダーに従っていないことを公然と認めており、時には自身をトランスジェンダーと形容していた、と語った。HRAPFは彼の殺害が憎悪犯罪である可能性を捜査するよう警察を促した。

「LGBTの権利をめぐる政治家たちによる敵意を抱いた発言が増加する風潮の中、ワッスワのほかにこの数か月間で男性同性愛者及びトランスジェンダーの3人がウガンダで殺害された、とムウェバザは語った。[2019年]8月1日、カンパラ県に隣接するワキシ県でオートバイタクシーのドライバー集団がトランスジェンダーの若い女性 Fahad

⁷⁶ FARUG, [‘The lived realities of LBQ women in Uganda’](#) (9頁)、2019年6月

⁷⁷ Reuters, [‘Attacks on LGBT+ Ugandans seen rising after minister proposes...’](#), 2019年10月22日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

Ssemugooma Kawere を撲殺した。」⁷⁸

8.2.5 2019 年 12 月、HRAPF は「トランスジェンダーの男性も『矯正』強姦の標的であった。男性たちはトランスジェンダーの男性に対し、お前たちは自身の性自認について『間違っ』いる、お前たちは男性ではなく女性なのだということを証明したいと思い、トランスジェンダーの男性を強姦する。インタビューを受けた HRAPF の職員も、『逸脱』を矯正する手段として家族に強制されて結婚させられたトランスジェンダーの男性を知っていると証言した。」と報告した⁷⁹。

8.2.6 続けて、

「トランスジェンダーの人々は、家族、コミュニティ及び機関レベルで人権侵害と差別を受けている。家族レベルでは、排斥され、差別され、家を追われるために退学し、家族の支援を欠くという事態に陥るのが通常である。コミュニティレベルでは、賃借住宅から強制退去させられ、暴力、強姦の脅しに直面し、時には殺害されるのが普通である... 一般人とは異なる人物としての本人たちの可視性が世間の無知とともにこの問題を深刻にしている。多くの人々は本人たちを男性同性愛者とみなしているため、トランスジェンダー嫌悪に同性愛嫌悪が追加される。こうした人々は児童を誘い、だめにしてしまうのけ者や悪魔崇拝者であると非難されることが多い。したがって、虐待や嫌がらせ、時には暴動の正義（集団による私的制裁）にさらされている。」⁸⁰

8.2.7 英国に拠点を置き、LGBTI の問題を調査している慈善基金の「レポートアウト (ReportOUT) は、2020 年 6 月から 8 月にかけてアンケート調査を実施し、76 人の LGBTI 回答者を得た。この調査により、以下がわかった。

- 過去 12 か月間で、回答者の 22% がその性自認のために脅迫又は暴行されたと答えた。
- これらの事案の 42%については、隣人又は地元コミュニティの住民が加害者であり、26%については家族又は世帯の一員が加害者であった。
- 回答者の 75%は、LGBTIQ+の人々にとってウガンダは「極めて危険」とであると語った⁸¹。

8.2.8 国連共同エイズ計画 (UNAIDS) は 2021 年 3 月、以下のように報告した。

「ウガンダに住むトランスジェンダーの女性として、ブラック (Black) 嬢はレズビアン、

⁷⁸ HRW, [‘Uganda: brutal killing of gay activist’](#), 2019 年 10 月 15 日

⁷⁹ HRAPF, [‘The impact of the legal and policy framework on access to justice...’](#) (32 頁)、2019 年 12 月

⁸⁰ HRAPF, [‘The impact of the legal and policy framework on access...’](#) (59 頁)、2019 年 12 月

⁸¹ ReportOUT, [‘Out in Uganda: the lived experiences of SOGIESC Ugandans’](#) (第 10 節)、2020 年

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ゲイ、バイセクシャル及びトランスジェンダー（LGBT）コミュニティがウガンダで受けている同性愛嫌悪とトランスジェンダー嫌悪感について全く知らないわけではない。

『ネットいじめが多い、』とブラック嬢は語る。例えば、ドレスを着用し、化粧を施した自身の写真を投稿したとして、人々は彼女を攻撃することが多い。

「ブラック嬢がソーシャルメディア上で活発に行動するようになった動機の 1 つはトローリング（ネットでの嫌がらせ行為）である。彼女は HIV を抱えて生きるトランスジェンダー女性の性労働者や難民を世話するコミュニティ組織の「トランス・ポジティブズ・ウガンダ（Trans Positives Uganda）を運営している。

「オンラインでの虐待は、トランスジェンダーの女性の大半がウガンダで本人のパートナーや医療提供者からも受けている暴力を鏡のように映し出したものである。疎外化は、国内のトランスジェンダーの人々にとって無数の問題を生み出してきた...

「ブラック嬢が言っているのは性的暴行だけではなく、親密なパートナーによる暴力も含まれている。

『ボーイフレンドは、本当に私たちを性的に暴行している、』とブラック嬢は語る。

「トランスジェンダーの性労働者も顧客の手によって同じ運命に遭っていると彼女は言葉を継いだ。しかし、トランスジェンダーの女性に対する暴力に対処する必要があると彼女は思うが、ウガンダでは LGBT であることや性労働が犯罪とされるため、被害者は堂々と意見を述べることができない。

『性労働は違法であり、また、私たちの性の種類も極めて違法である。結局は逮捕されてしまうことになりかねない、』と彼女は語っている。」⁸²

[目次に戻る](#)

8.3 コンバージョン・セラピー（転向療法）

8.3.1 LBQ 女性の生きた経験に関する 2019 年 6 月付報告書で、FARUG は「回答者の性的指向を知った又はそれを疑った際の家族の姿勢の中心には重要なメッセージが流れている。参加者は、家族が異性愛を認識できる人間へと本人を『転向』させようとした複数の事案、とりわけ、『家族の祈りの時間』を設けた事案、治癒過程を容易にするために精神

⁸² UNAIDS, '[Fighting transphobia and violence one social media post at a time](#)', 2021 年 3 月 30 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

分析医の『助け』を求めるという提案をした事案を挙げた。」と述べた⁸³。

8.3.2 2021年6月、オンラインニュースサイト「オープンデモクラシー」はウガンダにおける「コンバージョン・セラピー」について報じた。

「肛門性交はウガンダにおいて違法であり、同性愛は厳しい烙印を押されている。一般的な「コンバージョン・セラピー」がどのようなものか不明であるが、オープンデモクラシーは地元の研究者とチームを組み、そのような『治療』を受けた LGBT のウガンダ人 20 名の経験を文書化した...

「カンパラでは、オープンデモクラシーの覆面リポーターが同性に惹かれる人向けの『治療』内容を探るため、援助資金を受入れている UCMB ネットワーク内の 3 病院を訪問し、当該病院施設内又は外部にいるそのような治療提供者を紹介された。

「キスビ病院 (Kisubi Hospital) の『若者に優しい』診療所で、カウンセラーは料金が 50,000 ウガンダ・シリング ([US]\$14) [£10⁸⁴]のセッションを提示し、『17 [歳]はまだ我々が転向させることができる小さな子どもです』と語った。

「ルバガ病院 (Lubaga Hospital) では、マシアス・セトゥバ (Matthias Ssetuba) が同病院の『精神衛生担当医』であると自己紹介した。同性愛は仲間の圧力からインターネットに及ぶ様々な要因によって引き起こされると彼は主張し、『変える』ことができるとも語った。

『「これは精神衛生上の問題だ、』と彼は言葉を継いだ。『なぜなら、一旦同性同士で性行為をし始めると、白人の同性愛者は『これは正常だ』と言うが、我々の社会では、異常であるからだ。異常性に関係するものは全て、精神衛生に関係している。』⁸⁵

8.3.3 意見を聞いた情報源からは、ウガンダのコンバージョン・セラピーに関するその他の情報を確認することができなかった ([参考文献](#)を参照)。

[目次に戻る](#)

第9節更新日：2022年1月4日

第9節 サービスの利用

⁸³ FARUG, [‘The lived realities of LBQ women in Uganda’](#) (8 頁)、2019 年 6 月

⁸⁴ Xe, [‘Xe currency converter’](#), 2021 年 12 月 13 日

⁸⁵ openDemocracy, [‘Anti-gay ‘therapy’ offered at Uganda health centres...’](#), 2021 年 6 月 30 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

9.1 文書

9.1.1 インターセックスの人々向けの法的枠組みに関する HRAPF の 2020 年報告書は、以下のように記述している。

「ウガンダは、児童及び成人がその氏名を変更することを認める 2015 年人物登録法 (Registration of Persons Act) を採択している。また、同法は、『両性を具有する子ども』がその性別を変えるための手術を受けており、かつ、本人の両親又は後見人が必要な申請を行った場合、両親が出生登録簿に記載されている当該両性具有者の情報を変える申請をすることも認めている。不幸にして、同法は軽蔑的な言語を用いており、また、出生登録簿に記載される子どもの詳細情報を変更できる措置を子ども時代に外科手術を受けることと結び付けているため、出生登録簿に記載される本人の情報を変えたいと願う成人が類似の手続を利用することはできない。」⁸⁶

9.1.2 南アフリカの新聞「メール&ガーディアン (Mail & Guardian)」が発行する週刊新聞「ザ・コンティネント (The Continent)」は 2021 年 10 月、以下のように報じた。

「クレオパトラ・カンブグ (Cleopatra Kambugu) は、その性転換が国家に認められた初のウガンダ人である。

「彼女の新たな ID カードの準備ができたという通知をクレオパトラ・カンブグが受けた際、彼女は ID カードに何と記載されるかはつきりとは分からなかった。その後、ID カードを受け取りに行った。そして、ID カード上に記載されているものを確認した。『F (女性)』という文字を。

『これは非常に大きな節目です、』と彼女はカンパラからコンティネント紙に語った。『これは私の勝利ではなく、コミュニティの勝利だ』...

「現在祝っているものの、今後挑まなければならない闘いが幾つもある、と彼女は語る。『貴方はトランスジェンダーとして人前に姿を現した際、逮捕される。貴方は十分に女性ですか？ 私が合格したことが役に立つ。また、私は手術をしている。貴方が合格しなければどうなるだろうか。』彼女は異議を唱える。今もなお、ウガンダには男性、女性という 2 つの性別区分しかない。インターセックスとノンバイナリー (自らを男性・女性のどちらでもないと認識している人) のコミュニティはこの性別区分から排除されている。」⁸⁷

⁸⁶ HRAPF, [‘The impact of the legal and policy framework on the human rights...’](#) (3 頁)、2020 年

⁸⁷ The Continent, [‘Meet the first transgender citizen of the republic’](#) (第 62 号、9 頁)、2021 年 10 月 2 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

9.1.3 コンティネント紙の上記記事の 2021 年 10 月付けフォローアップ記事で、ライツ・アフリカ（アフリカ人権メディアネットワークの一翼）は、以下のようにコメントした。

「カンブグは正式にウガンダ初のトランスジェンダー市民であり、ウガンダの LGBT コミュニティと人権活動家にとっては大きな一里塚である...

「文書が是正されたことで、カンブグは国民識別文書を必要とすることが多い政府及び企業のサービスを利用しやすくなる。この前例により、他のトランスジェンダー及びジェンダーに従わないウガンダ人が文書を是正してもらい、重要なサービスを利用しやすくなることが期待される。

「この勝利によって、トランスジェンダーやジェンダーに従わないウガンダ人に若干の保護が与えられる。現在、国民識別・登録機関（National Identification and Registration Authority : NIRA）創設の根拠となっているウガンダの法律『2015 年国民登録法（Registration of Persons Act）』はウガンダ人を男性又は女性として認識するのみである。

「ジェンダーに従わない者は全て、公務員に『虚偽情報』を与えたとされて罰金を科される又は収監されるおそれがある。この制度によって、トランスジェンダーの女性とジェンダーに従わない人々の多くは国家の保護を受けられない状況に追い込まれた。2021 年に COVID-19 への対策として都市封鎖が行われている間、トランスジェンダーの人々は国民識別カードを所有していないために、国家の救援や食料を利用するのに困難を感じた。

「トランスジェンダーやジェンダーに従わないウガンダ人の間に国民識別カードを入手することへの恐怖感があったことが、一部の国家機関による暴力をあおってきた。この暴力の中には、合法的に留置している間に加える性的虐待や痴漢行為、愚弄が含まれていた。トランスジェンダーの女性と男性は今もなお、男性受刑者と刑務所監房を共有している。

「また、NIRA 法により、国家機関はトランスジェンダーの人々とジェンダーに従わないウガンダ人を差別するための曖昧かつ広範な権限を付与されている。

「有効な国民識別カードがなければ、職、住宅、教育及び銀行にアクセスすることが困難又は不可能である。」⁸⁸

[目次に戻る](#)

⁸⁸ Rights Africa, '[Uganda issues corrected national ID document for trans woman](#)', 2021 年 10 月 18 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

9.2 医療

a) 政府の資金提供及び政策

9.2.1 MSM 向け公共医療サービスの利用に関する 2019 年報告書で、HRAPF は以下のようにコメントした。

「ウガンダは、国民に対する性と生殖に関する健康サービスの提供に関して複数の政策と指針を有している...一部の政策及び指針は主要な人口区分として SRHR（Sexual and Reproductive Health and Rights：性と生殖に関する健康と権利）/HIV 及び AIDS サービスを必要とする KPs（キーポピュレーション）として特に MSM に言及している。政策は、サービスの提供に当たって平等の原則を採用している。これは、公平の原則に基づいて全員に差別なくサービスを提供すべきであるという見方である...

「[同性間の性行為を犯罪とする]刑法があるにもかかわらず、保健省は法律や政策を超えて前向きな措置を講じ、MSM が公共医療サービスを利用できるよう図っている。これらの措置の 1 つは、主要な政府医療センターで MSM その他最も高いリスクにさらされている人々に特化したサービスを提供する「最も高いリスクにさらされている人々のためのイニシアティブ（Most at Risk Populations Initiative：MARPI）である。これは極めて進歩的な措置であり、保健省が法律や実際の保護に立ちあがる偏見を超えた政策を打ち出していることが明白に示されている。言うまでもなく、他の多くの政府医療施設に関して課題は依然として存在しており、文書化されているが、少なくともこれは正しい方向への第一歩である。」⁸⁹

9.2.2 2020 年 12 月、HRAPF はウガンダにおける LGBT コミュニティの SRHR（性と生殖に関する健康と権利）に関する調査を実施し、以下のような結論を下した。

「全体として見れば、医療部門は SRHR について定める重要な政策を有しているものの、医療機関の多くは LGBT のグループを明確には対象に含めてはいない...医療部門は一般に財源が不足しており、SRHR サービスを実際に提供することも大きな優先課題とみなされていない。しかし、たとえそうであるとしても、LGBT の SRHR ニーズは、この分野に特に割当てられた財源が限られているのを見ても、遥かに優先順位が低い。また、LGBT の SRHR ニーズに充てられる財源の多くは概して援助機関が供与する資金であることを踏まえれば、この絶対不可欠な分野に財源を供給する政府の意欲は限られていることが窺える。」⁹⁰

⁸⁹ HRAPF, [‘A simplified booklet on the right to health for MSM in Uganda’](#) (18 頁及び 19 頁)、2019 年 12 月

⁹⁰ HRAPF, [‘Trends analysis of programming and budget allocation...’](#) (23 頁)、2020 年 12 月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

9.2.3 2020 年、HRAPF は「現在、インターセックスの患者の治療に関する政策はない。小児科医、外科医及び市民社会のメンバーから成る専門家チームが保健省の精神・児童衛生に関する技術作業部会（Technical Working Group on Mental and Child Health）の委託を受けて、インターセックスの患者の治療に関する政策指針を策定中である。」⁹¹。

9.2.4 また、「国家は、インターセックスの状態にある人々に特化した治療を提供していない。インターセックスの児童に治療を提供することができる病院には十分な資金がない。また、特に農村部において、一般内科医はインターセックスの状態に関する専門知識や理解に欠けている。」⁹²

9.2.5 また、「ウガンダと近隣国には、インターセックスの人々に対して医学的に必要な外科手術と美容外科手術の両方を行える病院があるものの、インターセックスの人々の多くは、必要な手術の利用を妨げる経済的障壁に直面している。」⁹³と報告した。

[目次に戻る](#)

b) アクセシビリティ（利用しやすさ）

9.2.6 下表は、NAFOPHANU が 2019 年 9 月に提出した報告書から入手したデータを用いて CPIT が編集したものである。トランスジェンダーの人々、女性同性愛者、男性同性愛者及び MSM を含む調査参加者は、医療サービスを利用する際、HIV 感染以外の理由で烙印を押された又は差別を受けた経験があるかどうかを問われた。

経験	「はい」と答えた回答者 ⁹⁴			
	トランスジェンダー	MSM	男性同性愛者	女性同性愛者
これまで貴方がトランスジェンダー/男性同性愛者/女性同性愛者/MSM であることを誰かが知るのではないかと心配したために、医療サービスを受けるのが怖くなったことがあるか	8%	18%	22%	18%
これまで貴方がトランスジェンダー/男性同性愛者/女性同性愛者/MSM であることを誰かが知るのではないかと心配したために、医療サービスを受けるのを避けたことがあるか	16%	15%	17%	21%
回答者数	49	33	18	33

⁹¹ HRAPF, [‘The impact of the legal and policy framework on the human rights...’](#) (3 頁)、2020 年

⁹² HRAPF, [‘The impact of the legal and policy framework on the human rights...’](#) (4 頁)、2020 年

⁹³ HRAPF, [‘The impact of the legal and policy framework on the human rights...’](#) (7 頁)、2020 年

⁹⁴ NAFOPHANU, [‘The people living with HIV stigma index’](#) (表 27, 28, 29, 30)、2019 年 9 月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

9.2.8 LBQ女性の生きた経験に関する FARUG の 2019 年 6 月付報告書で、以下の内容が確認されている。

「参加者の大多数は、それぞれのコミュニティ内にある様々な医療機関を通じて一般的な医療サービスを利用できると証言した。一部の事例において、これらの LBQ 女性の過半数は FARUG にも適切な紹介を求めたが、参加者の残りは治療を必要とするときに家族の支援を受けていることを認めた。

「他の回答者は民間の医療センターの方を好むと答えた。民間医療機関の大半は、政府系医療センターと異なって、金儲けのみに関心があり、SOGIE を苦にすることはまれであるため、問題なく利用できると回答者は断言した。」⁹⁵

9.2.9 また、「その性的指向/性自認を医療従事者に暴露した回答者は、あからさまな同性愛嫌悪反応、特に HIV 検査時における異性愛を前提とした態度、LBQ 女性の健康問題に関する具体的知識の全般的欠如など。より否定的な対応を受けたと語った。一方、その性的指向又は性自認を医療従事者に暴露しないことを選択した参加者は、前記の回答者ほど多くの困難を感じていない。」⁹⁶

9.2.10 レポートアウトが 2020 年に実施したアンケート調査 (LGBTI の回答者数 76 人)によると、

- 回答者の 53%は、その性自認のために病院又は治療の利用を拒否した。
- 回答者の 51%は、医療職員による差別を経験した⁹⁷。

9.2.11 2021 年 5 月に公表された HRAFP の 2020 年年次報告書は、医療従事者向けの研修セミナーの詳細情報を提供しており、「...2020 年を通じた性的少数派の疎外化及び医療サービスの利用状況に関して研修セミナーが実施され、参加した医療従事者は 247 人に上った。研修セミナーは、性的少数派に影響を及ぼす医療問題に関する医療従事者の理解を高めるとともに、性的少数派が烙印を押されることなく医療サービスを利用できるような環境を醸成することを目的としていた。」⁹⁸

9.2.12 2021 年 1 月、HRAFP は 2020 年 11 月から 12 月にかけて実施された調査に基づく分析結果を公表した。この調査は、LGBTI の人々が利用できる性と生殖の健康 (sexual and reproductive health : SRH) サービスについて実施され、フォーカス・グループを対

⁹⁵ FARUG, [‘The lived realities of LBQ women in Uganda’](#) (29 頁)、2019 年 6 月

⁹⁶ FARUG, [‘The lived realities of LBQ women in Uganda’](#) (29 頁)、2019 年 6 月

⁹⁷ ReportOUT, [‘Out in Uganda: the lived experiences of SOGIESC Ugandans’](#) (第 11 節)、2020 年

⁹⁸ HRAFP, [‘2020 annual report’](#) (33 頁)、2021 年 5 月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

象とし、LGBTI の人々、サービス提供者及びステークホルダーとのインタビューが含まれていた。HRAPF は、以下のような結論を下した。

「この評価で、LGBT の人々がそのニーズを満たす重要な SRH サービスを真剣に利用しようと試みた証拠が確認された。HIV 検査サービス、STI スクリーニング及び治療への普遍的アクセスを確保しようとする試みに加え、大半の医療施設が LGBT を巡る問題について研修を受けた職員を擁するよう図るための計画的な取組があった。一部の医療施設は LGBT コミュニティに知られており、医療サービスの利用を容易にする専門職員を抱えている。また、LGBT の人々が自ら選択したサービスを利用できるドロップイン（立ち寄り）センターを設けるための計画的な取組もあった。政策レベルでは、「国家 HIV /エイズ戦略計画（National HIV /AIDS Strategic Plan）2020/21 年~2024/2025 年」は、SRH サービスの重要性を認識し、キーポピュレーション（LGBT に区分される人々の一部が該当する）が必要なサービス（PEP、PrEP、潤滑剤など）を利用できるよう図ることに大きな重点を置いている。したがって、LGBT の人々が切望していた SRH サービスを利用できるよう図るための取組が行われていると論じることは妥当と思われる。

「このような試みにもかかわらず、LGBT の人々との議論を通じて、サービスの利用可能性に対する懸念と当該サービスの質に対する懸念が混じり合っていることが明らかになった。コンドームを含む SRH 商品などのサービスについては、すぐに利用でき、また、利用しやすいことが議論を通じてわかっている。しかしながら、トランスジェンダーの人々にとってのホルモン治療や性別適合手術など一部の独特なサービスについては、ほとんど利用できず、したがって、利用しにくい。また、特別に懸念を抱いているものは、LGBT の人々にサービスを提供することが見込まれる医療従事者の姿勢であった。医療従事者を訓練しようとする試みはあるものの、LGBT の人々に向けた否定的な態度がサービスの利用を妨げているように見える。サービスが一般コミュニティを対象とする施設で提供される場合、LGBT の人々は一般のサービス利用者から烙印を押され、差別される経験もした。」

99

9.2.13 UNAIDS は 2021 年 3 月、以下のように報告した。

「烙印と差別によって、トランスジェンダーの人々はしばしば相談室へ案内される。そこで、治療を求める間、体面を傷つけられ、恥ずかしい思いをする可能性がある。

『貴方が医師に「私は肛門淋病にかかっています」と伝えれば、医師は皆ショックを受ける。医師は肛門性交を信じていないため、他の医師全員に電話をかけて確認する。それ

⁹⁹ HRAPF, '[Sexual and reproductive health \(SRH\) needs for LGBTI...](#)' (24 頁)、2021 年 1 月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

は自身の宗教に反すると医師たちは言う』とブラック嬢は語る。」¹⁰⁰

9.2.14 2021年8月、オンライン LGBTI 擁護ネットワークのライツ・アフリカは、以下のように報じた。

「ウガンダ政府は、2025年までに新たな HIV 感染者を 70%削減するという野心的な目標を設定している。また、危機にひんしているキーポピュレーション（KP）—男性と性行為をする男性、トランスジェンダーの人々、性労働者、注射薬物常習者及び受刑者を含む—との関わり合いを深めるという目標は、政府の「国家 HIV /エイズ戦略計画 2020/21 年~2024/2025 年」の重要な構成要素である...

「しかし、ビヤムカマ（‘Byamukama）[政府機関「ウガンダ AIDS 委員会」のメンバー]は KPs の大半を犯罪者とする諸法律について懸念を表明し、これらの法律は HIV の拡大を抑える政府の取組と矛盾すると語った...

「控訴局事務所（office of the Directorate of Public Prosecutions）は、KPs に対する政府のコミットメント（誓約）を認識し、KPs を犯罪者とする法律を実施する際に一定のレベルの慈悲的措置を採用してきたと伝えられている。しかしながら、国家機関及び非国家機関がともに男性同性愛者やトランスジェンダーの人々に身体的暴行や言葉の攻撃を加えているという報告が絶えずなされている。」¹⁰¹

[目次に戻る](#)

9.3 その他のサービス

9.3.1 LBQ 女性の生きた経験に関する FARUG の 2019 年 6 月付報告書で、以下の内容が確認されている。

「回答者は[インタビュー中とフォーカス・グループ討議中に]その雇用形態について問われ、全回答者の半数以上が就職している又は主要な所得源を有していると答えた。一部の参加者は雇用主にカミングアウトしていると主張したが、雇用主に SOGIE を疑われていることを認める回答者もいた。回答者は、言葉による差別と身体的な差別の事案を報告し、職場では性自認又は性的指向を隠し、私生活を秘密にしていると答えた。トランスジェンダーとわかる女性又は男らしい姿をしている女性は、そのような差別をより多く経験したことを話した。

¹⁰⁰ UNAIDS, ‘[Fighting transphobia and violence one social media post at a time](#)’, 2021 年 3 月 30 日

¹⁰¹ Rights Africa, ‘[Amid continued criminalisation, Uganda endorses LGBT access...](#)’, 2021 年 8 月 11 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「正式な学歴を有しているか否かを問わず、公然とカミングアウトしている全ての回答者の間では、その性的指向に基づき、求職を断る見込み雇用主から押される烙印とその雇用主の偏見に関する共通の懸念があった。2,3 の参加者は、雇用主がその性的指向を知ったことで職を失った経験を話した...

「しかしながら、全ての回答者がその SOGIE を暴露した結果として職場で嫌がらせや差別を経験したわけではない。より高い社会経済的階級に属する LBQ の女性は、職場でより強い交渉力を有しており、これが本人たちの受ける処遇の種類に影響を及ぼす上で有用であると報告している。」¹⁰²

9.3.2 また、

「男らしい姿をしている LBQ の女性は、住宅の手当てや賃借契約の維持に関して、より否定的な経験や課題を共有していた...

「一方、フェム[「伝統的な女性らしさ」と定義される]な LBQ の回答者は、住宅の差別については懸念や体験を一切語らなかった。しかし、グループ討議では、パートナーが本人の居住地域を訪ねてくる際にいつも覚える恐怖が浮き彫りになった。大多数は隣人が同性愛行動を疑って敷地に闖入してくるのではないかという恐怖で、パートナーと親密に過ごしている間、安全だと感じていない。」¹⁰³

9.3.3 レポートアウトが 2020 年に実施したアンケート調査（LGBTI の回答者数 76 人）により、以下も確認された。

- 回答者の 49%は、支援サービスが十分でなく、支援を利用できる場合であっても、LGBTIQ+団体のみが提供するにすぎない、と語った。
- 回答者の 72%は、LGBTIQ+団体に支援を求めていると語った。38%は、友人の支援を受け、1%はコミュニティ内で支援を見いだしている、あるいは隣人若しくは政府部門から支援を得ていると答えた。¹⁰⁴

9.3.4 HRAPF が 2020 年にインターセックスの成人、インターセックスの子どもを持つ両親及び重要なステークホルダーとのインタビューに基づいて実施した調査に関する報告書には、「ウガンダにおけるインターセックスの人々が抱える主要な問題は、教育からの

¹⁰² FARUG, [‘The lived realities of LBQ women in Uganda’](#) (25 頁)、2019 年 6 月

¹⁰³ FARUG, [‘The lived realities of LBQ women in Uganda’](#) (27 頁)、2019 年 6 月

¹⁰⁴ ReportOUT, [‘Out in Uganda: the lived experiences of SOGIESC Ugandans’](#) (第 12 節)、2020 年

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

排除である。インタビューを受けたインターセックスの人々はほぼ全てが、インターセックスという事実を理由に学校で差別やいじめを受けた経験を共有している。その多くは、愚弄から逃れるために退学することを決めた。」¹⁰⁵

9.3.5 また、「インターセックスの人々は、社会が押しつけた烙印のために 職を見だし、維持するのに困難を感じていると報告した。」¹⁰⁶

[目次に戻る](#)

第10節更新日：2022年1月4日

第10節 LGBTI の積極的活動、支援団体及びネットワーク化

10.1 背景

10.1.1 2020年12月、SMUG は以下のようなコメントを寄せた。

「...[LGBTI] コミュニティは、1990年代後半に政治的かつ社会的結束力のあるものになり、LGBTIQ+の権利をめぐって非公式に団体を組織する動きを始めた。その動きが、2000年代初めに LGBTIQ+の人々の人権を擁護する目的で「フリーダム・アンド・ローム・ウガンダ（FARUG）や「ウガンダの性的少数派（SMUG）」など最初の LGBTIQ+ 団体の幾つかが設立される結果につながった。

「これらの団体は、LGBTIQ+コミュニティを標的とした安全にかかる脅威や事件をより認識するようになった。これは被害者が今や支援のために手を差し伸べてくれる個人や機関を見いだせるようになってきているからである。それ以来、その擁護活動のために LGBTIQ+団体や活動家がますます目に見えるようになってきている。また、これに伴い、国内における LGBTIQ+コミュニティにかかる安全上の懸念が比例的に大きくなってきている。これは、家族や友人にカミングアウトしている又は現在より活発な LGBTIQ+の生活をしている LGBTIQ+ の人々の多くに自信が生まれてきていることに一部原因がある。しかしながら、こうした状況により、LGBTIQ+ の人々は周辺の同性愛嫌悪社会内で危険又は差別的な行動によりさらされやすくなっているというマイナスの側面もある。」¹⁰⁷

10.1.2 また、

「長年にわたって、LGBTIQ+が主導する団体は、LGBTIQ+コミュニティ内の人々、その団体及びその活動家の安全と安心に関わる状況を改善するためにたゆまぬ活動をしてきた

¹⁰⁵ HRAPE, [‘The impact of the legal and policy framework on the human rights...’](#) (4 頁)、2020 年

¹⁰⁶ HRAPE, [‘The impact of the legal and policy framework on the human rights...’](#) (5 頁)、2020 年

¹⁰⁷ SMUG, [‘Safety and security of the LGBTIQ+ community in Uganda...’](#) (7~8 頁)、2020 年 12 月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

... それにもかかわらず、同コミュニティの治安状況は、悪化と改善の間を振り子のように振れるため、依然として更なる改善を必要としている。今日まで、LGBTIQ+のウガンダ人と住民は今もなお、警察や他の国家治安機関による嫌がらせや恣意的な逮捕、人権侵害などの危険、脅迫、事件を警戒している。」¹⁰⁸

[目次に戻る](#)

10.2 支援団体の登録

10.2.1 レポートアウトは 2020 年、「[同性愛禁止法の廃止への]対応策として、議会は 2015 年 5 月にいわゆる NGO 法案を提案した。この法案は、それが公共の利益に沿うかどうかを含め、理由の如何を問わず NGOs の活動を禁止することを政府に認めるものである。名称に LGBTQ/SOGIESC という語が含まれる場合、多くの NGOs は登録できなくなる。また、同法案には、登録されなければ NGOs は活動を禁じられる可能性があるという但し書きが盛り込まれている。」と述べた¹⁰⁹。

10.2.2 2019 年 11 月、ガーディアン紙は以下のとおり報じた。

「12,000 を超える慈善基金がもはやウガンダでは活動できないと言われてきた。批評家は政府の規制措置が事実上、NGO を追放する措置になっていることについて懸念を提起した ...

「活動を休止するよう言われた団体の大半は大規模な国際 NGOs ではなく、国内のグループであると理解されている...

「ウガンダの性的少数派 (SMUG) の理事であるフランク・ムギシャ博士と彼の組織は、NGO の登録を拒絶する決定に異議を唱えている...

「LGBT の権利を擁護する運動を展開している他の団体も登録簿から消去されているとムギシャ博士は語った。

「そのようなグループは政府登録が不要な協会として活動できるが、これでは同グループの活動と資金を集める能力が制限されることになるだろう。

「政府に登録することができた人権イニシアティブ基金 (Foundation for Human Rights Initiative) の常任理事であるリビングストン・セワニャナ (Livingstone Sewanyana) 博

¹⁰⁸ SMUG, '[Safety and security of the LGBTIQ+ community in Uganda...](#)' (6 頁)、2020 年 12 月

¹⁰⁹ ReportOUT, '[Out in Uganda: the lived experiences of SOGIESC Ugandans](#)' (第 5 節)、2020 年

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

士は、同法内で NGOs を日常的に監視することを可能にする検証作業が進められていると語った。しかし、同博士は、並々ならぬ情報の提供を政府に要求されると感じた。

『政府は貴 NGO の資金源、理事会メンバー及び職員を知りたいと思っている。私から言わせれば、政府が必要とする情報は度を過ぎている。[これらの情報が]適切に利用されるのであれば、全く問題がないと考えるが、容易に悪用される可能性がある』と同博士は語った。」¹¹⁰

10.2.3 ロイター通信は 2021 年 8 月、以下のように報じた。

「ウガンダは金曜日、54 の NGOs の活動を休止させたと発表した。対象となった NGOs はこの措置を『政治的迫害』と形容した。

「活動休止措置は、政治に関わらないことを NGOs その他の団体に義務付ける規則を遵守していないなど様々な理由から命じられた...

「活動休止の対象となった NGOsの中には、政治活動家とウガンダ西部の原油産出プロジェクトの影響を受ける人々の権利を擁護する活動が一部の政府官僚を苛立たせてきた慈善基金が含まれている。

「ヨウェリ・ムセベニ (Yoweri Museveni) 大統領が主導する政府は、反対派を支持しているとして一部の NGOs を非難するなど、数年間にわたって NGOs に対する圧力を強めてきている。」¹¹¹

[目次に戻る](#)

10.3 プライド行事

10.3.1 2021 年 6 月、アウトライトは以下のように報じた。

「国家の抑圧により極めて厳しい制約が課せられた環境であるにもかかわらず、活動家たちは何とかウガンダでプライド (Pride) 行事を幾つか開催してきた。最初のプライド行事は 2012 年に開催され、2016 年まで毎年続いた...

「...2016 年、プライド行事は開始する前の段階で警察により中断させられた... ウガンダのサイモン・ロコド倫理・誠実性担当大臣は初めから、プライドの参加者は逮捕され、起

¹¹⁰ Guardian, '[Uganda bans thousands of charities in “chilling” crackdown](#)', 2019 年 11 月 21 日

¹¹¹ Reuters, '[Uganda suspends work of 54 NGOs, increasing pressure on charities](#)', 2021 年 8 月 20 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

訴されると警告していた。参加者は散会するよう命じられたが、その日は正式に逮捕された者がいなかった。

「2019 年、主催者は行事を復活させようとしたが、逮捕と暴力をちらつかせた脅しを受けた。その後、プライド主催者は近い将来にプライド行事を開催することは安全でないと感じるようになった。プライド・ウガンダ (Pride Uganda) の創設者であり、クチュ・タイムズメディアグループ (Kuchu Times Media Group) の業務執行取締役でもあるカシャ・ジャクリーヌ・ナバゲセラ (Kasha Jacqueline Nabagesera) は、『同性愛は違法である。だから私たちがすることは、社会的であろうが政治的であろうが、全て違法とみなされる』と語った。」¹¹²

10.3.2 2021 年 6 月に行われた BBC とのインタビューで、マイケル・カジュビ (Michael Kajubi) [男性同性愛者のウガンダ人で、現在はカナダに住んでいる]は、「私にとっての最初のプライド祭りは 2015 年であった。私はまだ少し怯えていたが、気分はすごくよかった。私は『そうだ、この人たちは私の仲間だ』のような帰属感を覚えていた。とても幸せだった。コミュニティの一員となり、私を巡る偏見や差別を恐れることなく旗を掲げることは快感だった。

「しかし、それが最後だった。その日以来、ウガンダでプライド行事が再び開催されることは決してなかった。」¹¹³

10.3.3 LGBTI の活動家たちを特集した 2021 年 7 月号の記事で、ボグ (Vogue) 誌はフランク・ムギシャ博士 (SMUG の常任理事) の発言を次のとおり引用した。『ウガンダで活動家になることは間違いなく様々な困難を伴う。例えば、嫌がらせ、言葉による攻撃、あるいは私が再び逮捕されれば私の身にどのようなことが起きるのかという恐怖などである。私たちがプライドイベントを举行しようとした 2016 年に私は逮捕されたことがある。』

114

[目次に戻る](#)

10.4 ネットワーク化

10.4.1 LBQ 女性の生きた経験に関する FARUG の 2019 年 6 月付報告書で、以下も確認されている。

¹¹² OutRight ‘[Pride around the world](#)’ (23 頁)、2021 年 6 月 30 日

¹¹³ BBC, ‘[Pride month: Five stories from around the world](#)’, 2021 年 6 月 27 日

¹¹⁴ Vogue, ‘[Meet 7 Activists Fighting to Improve LGBTQ+ Rights Across Africa](#)’, 2021 年 7 月 27 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「[インタビュー中及びフォーカス・グループ討議中の]会話は、LBQ 女性はコミュニティの活動に積極的に関わっているかどうか、また、そのような活動は回答者にとって有益なものかどうかという問いを中心に展開した。概して言えば、回答者はLBQ 女性団体が主催した活動に関わっていることを確認し、また、セミナーでの集まり、LBQ 関連日の祝賀、安全な空間での親睦会など活動の内容を具体的に特定することができた。参加者は、そのような集会の重要性を重視し、他のLBQ 女性とのつながり、紹介サービスを通じて容易になる医療サービスの利用、あるいは国内、地域及び国際セミナーに参加する機会など、そのような空間での集まりから得られる便益を認識していた。」¹¹⁵

10.4.2 2021 年月に行われた BBC とのインタビューで、マイケル・カジュビは以下のような発言もしていた。

「ウガンダの LGBT コミュニティは、その大半がソーシャルメディアやデートアプリを通じてつながっている。理想を言えば、これらの出会い系サイトに載る人は皆、我々の仲間又は LGBT コミュニティの一員であるのが理想であるが、残念ながら、そうではない人たちも時折紛れているので、貴方はとても、とても慎重にならなければならない。

「誰かと会うとき、相手は他に誰がホームパーティーを主催しているのかを伝える。そして、パーティー宅に向かい、そこで他の多くの人たちと出会う。このようにして私たちは、私たちに似た他の人たちと出会う。」¹¹⁶

10.4.3 上述したボーグ誌 2021 年 7 月号の同じ記事で、フランク・ムギンシャ博士は『「ウガンダの社会的場面は、警察の家宅捜索により消えてしまった。ゲイに優しいバーはないが、我々は安全な空間を有している。クリアな人々のコミュニティは懸命に努力しており、その可視性も高まっている。多くの人々は以前よりも受容的になっている。前向きな変化が起きている。』ともコメントしている¹¹⁷。

[目次に戻る](#)

10.5 LGBTI コミュニティを支援する NGOs 及び CSOs のリスト

10.5.1 以下の記述は、ウガンダの LGBTI コミュニティが利用できる様々な団体とサービスの概要を示しているが、支援グループを全て列挙した完全なリストではない。

10.5.2 「アキナ・ママ・ワ・アフリカ (Akina Mama Wa Afrika : AMWA)」は、カンパラ

¹¹⁵ FARUG, [‘The lived realities of LBQ women in Uganda’](#) (20 頁)、2019 年 6 月

¹¹⁶ BBC, [‘Pride month: Five stories from around the world’](#), 2021 年 6 月 27 日

¹¹⁷ Vogue, [‘Meet 7 Activists Fighting to Improve LGBTQ+ Rights Across Africa’](#), 2021 年 7 月 27 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

に拠点を置く女性団体であり、「あらゆる多様性、性的指向及び性自認を有する女性と女兒がその生活、身体及び性的特徴に関して完全な自律性を確保できるよう図ることを目的として活動している。」¹¹⁸

10.5.3 「アーク・ウェルネス・ハブ・ウガンダ (Ark Wellness Hub Uganda)」は、LGBTのウガンダ人に医療サービス (HIV 介護及び精神衛生ケアを含む) を提供している¹¹⁹。

10.5.4 「ブレスト・ルウェンゾリ・ウガンダ (Blessed Rwenzori Uganda : BRU)」は、ルウェンゾリ地域 (カセセ[Kasese]県) に拠点を置き、ウガンダ西部の農村地域に住む性的少数派の人権を促進している。BRU は、法的支援サービス、人権擁護活動及び安心、安全及び経済権限の付与にかかるプログラムを提供している¹²⁰。

10.5.5 「太陽の子基金 (Children of the Sun Foundation Uganda : COSF)」は、カンパラとワキソ県で活動しており、「...LGBT コミュニティのメンバーがプログラムを策定するのを支援し、それができるようにするとともに、ジェンダーの性的特徴、医療及び教育の分野における政策に影響を及ぼすために創設」された¹²¹。

10.5.6 「東アフリカ性に関する健康と権利イニシアティブ (East African Sexual Health and Rights Initiative : UHAI-EASHRI)」は、東アフリカの 7 か国 (ウガンダを含む) における活動に資金を拠出することにより、性労働者及び性的・ジェンダー少数派を支援している¹²²。

10.5.7 「フェム・アライアンス・ウガンダ (Fem Alliance Uganda : FEMA)」は、擁護活動、指導及び奉仕活動プログラムを通じて、LBTQ コミュニティを支援している¹²³。

10.5.8 「フリーダム・アンド・ローム・ウガンダ (Freedom and Roam Uganda : FARUG)」は、カンパラに拠点を置く団体であり、レズビアン、バイセクシャル及びクィア (Lesbian, Bisexual and Queer : LBQ) の女性を支援している。サービスには、擁護活動、技能訓練及び医療ドロップ・インセンターが含まれる¹²⁴。

10.5.9 「GALA イニシアティブ (GALA Initiative)」は、カンパラに拠点を置く団体であ

¹¹⁸ AMWA, '[Homepage](#)', 日付なし

¹¹⁹ Ark Wellness Hub, '[Health Programs we run](#)', 日付なし

¹²⁰ HRAPE, '[The Uganda report of human rights violations...](#)' (5 頁)、2020 年 3 月

¹²¹ UKPC, '[COSF](#)', 日付なし

¹²² Global Philanthropy Project, '[UHAI EASHRI](#)', 日付なし

¹²³ FEMA, '[Organization strategies and interventions](#)', 日付なし

¹²⁴ FARUG, '[Home page](#)', 日付なし

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

り、法的支援、医療、所得創出訓練及び事業零細ローンの提供を通じて LGBT の人々を支援している¹²⁵。

10.5.10「健康と権利イニシアティブ（Health and Rights Initiative : HRI）」は、ウガンダ北部の以下の地域で活動している。

- ・ランゴ地方（Lango sub-region）：Lira, Dokolo, Apac, Kole, Oyam, Alebtong, Otuke, Amolatar 及び Kwania
- ・アチョリ（Acholi）地方：Gulu, Pader, Kitgum, Nwoya, Amuru, Omoro 及び Lamwo
- ・西ナイル（West Nile）地方：Nebbi, Pakwach, Paidha, Zombo, Arua, Koboko, Adjumani 及び Yumbe¹²⁶

10.5.11「ホープ・ムバレ（HOPE Mbale）」は、ウガンダ東部のムバレ、マナフワ [Manafwa]、シロンコ [Sironko]、ブランブリー [Bulambuli]、トロロ [Tororo]、ブシア [Busia] 及びセレレ [Serere] の各県にある LGBTQ コミュニティと同県に住む性労働者にサービスを提供している¹²⁷。

10.5.12「人権・経済権限付与開発（Human Rights and Economic Empowerment Development : HUREED）」は、LGBTI の人々のために医療、司法及び社会的包摂の平等利用を促進することを目的とした唱道活動と支援を提供している¹²⁸。

10.5.13「人権の意識向上・促進フォーラム（HRAFP）」は、カンパラで法的支援クリニック、他の 4 地域で法的支援センター（下記）をそれぞれ運営している。

- 健康と権利イニシアティブが主催する北部地域法的支援センター（リラ）
- HUREED イニシアティブが主催する中央地域法的支援センター（ルガジ [Lugazi]）
- ムバララ・ライズ基金（Mbarara Rise Foundation）が主催する西部地域法的支援センター（ムバララ）
- ホープ・ムバレが主催する東武地域法的支援センター（ムバレ）¹²⁹

10.5.14「アイスブレイカーズ・ウガンダ（Ice Breakers Uganda）」は、LGBT コミュニティを支援し、LGBT の権利に関する意識を向上させ、LGBT の人々に対する姿勢の変化を唱道し、また、医療サービスを提供している¹³⁰¹³¹。

¹²⁵ GALA Initiative Uganda, [‘Program areas’](#), 日付なし

¹²⁶ HRAFP, [‘The Uganda report of human rights violations...’](#) (6 頁)、2020 年 3 月

¹²⁷ HRAFP, [‘The Uganda report of human rights violations...’](#) (6 頁)、2020 年 3 月

¹²⁸ HRAFP, [‘The Uganda report of human rights violations...’](#) (6 頁)、2020 年 3 月

¹²⁹ HRAFP, [‘2020 annual report’](#) (7 頁)、2021 年 5 月

¹³⁰ HRAFP, [‘The Uganda report of human rights violations...’](#) (6 頁)、2020 年 3 月

¹³¹ 76 Crimes, [‘Uganda: Icebreakers’ new academy boosts LGBTQ health’](#), 2019 年 10 月 2 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

10.5.15 「 Kampus Liberty Uganda」は、カンパラに拠点を置く団体であり、LGBT の人々の経済的自立を促進するための活動に加え、法的支援、医療及び擁護活動を提供している¹³²。

10.5.16 「Kuchu Shiners Uganda」は、カンパラに拠点を置く団体であり、トランスジェンダーの女性の性労働者を支援している¹³³。

10.5.17 「Let's Walk Uganda」は、「...MSM が烙印を押されたり、差別を受けたりすることなく威厳のある生活をすることができるよう起業スキル、擁護活動、医療サービス、能力開発及び安全な空間を提供することにより」MSM を支援している¹³⁴。

10.5.18 「MAHIPSO」は、農村部に住むトランスジェンダーの女性と性労働者のほか、大マサカ地域（Greater Masaka Region）（マサカ、キョテラ[Kyotera]、リヤントンデ[Lyantonde]、ラカイ[Rakai]、ブコマンシンビ[Bukomansimbi]、カルング[Kalungu]、センバブレ[Ssembabule]、カランガラ[Kalangala]及びルウェロ[Lwengo]の各県）に住む性的少数派を支援している。支援には、経済プログラム、法的支援サービス及び性的健康・精神衛生プログラムが含まれる¹³⁵。

10.5.19 「国家 LGBTI 安全委員会（National LGBTI Security Committee）」は、性的指向及び性自認に基づく人権侵害の事案をモニタリングし、記録する人権擁護者と活動家で構成されている¹³⁶。

10.5.20 「Out and Proud Uganda」は、「LGBTQ+の人々に向けられた烙印、差別、暴力、人権侵害及び衛生違反と闘うことを...」通じて、ワキソ地区に住む LGBTQ+の人々を支援している¹³⁷。

10.5.21 「Queer Youth Uganda」は、LGBTI+の若者に弁護サービス、宿泊及び雇用スキルを提供している¹³⁸。

¹³² Kampus Liberty Uganda, '[Home page](#)', 日付なし

¹³³ Kuchu Times, '[Kuchu Shiners Uganda marks 5 years of service](#)', 2021 年 3 月 23 日

¹³⁴ Let's Walk Uganda, '[Home page](#)', 日付なし

¹³⁵ MAHIPSO, '[Home page](#)', 日付なし

¹³⁶ HRAPE, '[The Uganda report of human rights violations...](#)' (7 頁)、2020 年 3 月

¹³⁷ ReportOUT, '[Out in Uganda: the lived experiences of SOGIESC Ugandans](#)', 2020 年

¹³⁸ Queer Youth Uganda, '[Homepage](#)', 日付なし

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

10.5.22 「レインボー・ミラーズ・ウガンダ (Rainbow Mirrors Uganda : RMU)」は「トランスジェンダーの若者を支援し、こうした若者がプログラムを策定できるようにするほか、ジェンダー、性的特徴、保健、教育、芸術及びガバナンスの分野における政策に影響を及ぼしている...」¹³⁹

10.5.23 「レジリエンス・ウガンダ (Resilience Uganda)」は、グル (Gulu) に拠点を置く団体であり、LBQ の女性と女性の性労働者に対して性的健康及び精神衛生サービスとサポートを提供している¹⁴⁰。

10.5.24 「ウガンダの性的少数派 (Sexual Minorities Uganda : SMUG)」は、カンパラに拠点を置く統括組織で、ウガンダにある 18 の LGBTIQ+ 団体を調整している。また、SMUG はホームレス状態にある LGBTQ の人々向けに設置され、宿泊、食物、医療サービス及び経済的自立の達成に向けた支援を提供している 5 か所の避難所を監督している¹⁴¹¹⁴²。

10.5.25 「ウガンダのトランスジェンダー平等 (Transgender Equality Uganda)」は、カンパラに拠点を置く団体であり、その使命は「トランスジェンダーの女性及び性労働者のために人権、経済権限の付与及び公共医療サービスの平等利用を促進すること...」である¹⁴³。

10.5.26 「トランス・ポジティブズ・ウガンダ (Trans Positives Uganda)」は、「HIV を抱えて生きるトランスジェンダーの女性性労働者と難民の世話をするコミュニティ組織....」である¹⁴⁴。

10.5.27 「トワイライト・サポート・イニシアティブ (Twilight Support Initiative : TSI)」は、農村部に住む LGBT の人々及びウガンダ東部ルウェンゾリ地域で地域社会の隅に追いやられている他の人々を支援している。支援サービスは保健医療と自立を促進している¹⁴⁵。

10.5.28 「レガシー・アライアンスの波イニシアティブ (Wave of Legacy Alliance Initiative)」は、カンパラに拠点を置く団体で、LGBTQ+ の人々が公共医療サービス、司法サービス及び避難所を利用するのを支援している¹⁴⁶。

¹³⁹ UKPC, '[Rainbow Mirrors](#)', 日付なし e

¹⁴⁰ HRAPE, '[Advocacy guide on access to sexual and reproductive health...](#)' (11 頁)、2021 年 5 月

¹⁴¹ SMUG, '[Home](#)', 日付なし

¹⁴² 76 Crimes, '[Five homeless shelters welcome LGBTQ Ugandans](#)', 2020 年 10 月 23 日

¹⁴³ Transgender Equality Uganda, '[Home page](#)', 日付なし

¹⁴⁴ UNAIDS, '[Fighting transphobia and violence one social media post at a time](#)', 2021 年 3 月 30 日

¹⁴⁵ TSI, '[Home page](#)', 日付なし e

¹⁴⁶ ReportOUT, '[Out in Uganda: the lived experiences of SOGIESC Ugandans](#)', 2020 年

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

[目次に戻る](#)

バージョン管理

承認

本ノートの承認に関する情報は下記のとおり。

- 第 5.0 版
- 2022 年 2 月 2 日から発効

公式—機微情報：対象セクションの開始

本セクション内の情報は、内務省内のみでの利用に限定されているため、削除されている。

公式—機微情報：対象セクションの終了
